

犯罪被害者等支援ハンドブック



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

令和5年3月

島 根 県
島根県警察本部

はじめに

犯罪被害者の方やその御家族は、生命・身体・財産などへの直接的な被害を受けるだけでなく、その後においても精神的な後遺症や治療費の負担、周囲の人々の無理解などによる二次的被害にも苦しめられています。

さらに、必要な支援も個々に異なることから、犯罪被害者の方やその御家族が被害から立ち直り、再び平穏な生活が送られるよう、途切れることなく支援を行うために、私たち行政職員が被害者の現状を知り、多くの関係機関・団体との連携による対応が重要となります。

平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、被害者の視点に立った施策が進められており、令和3年3月には第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、これまでと同様に、5つの重点課題として「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続への関与拡充への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が盛り込まれています。

県におきましては、これまで「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、犯罪被害者等支援を行ってきましたが、令和4年4月に「犯罪被害者等見舞金制度」を創設、12月には「島根県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の方の権利利益の保護を図り、犯罪被害者等支援を推進しているところです。

また、この度犯罪被害者等支援関係機関の連携強化等のため、犯罪被害者等支援ハンドブックの改定を行いました。

このハンドブックを有効活用し、犯罪被害者等への途切れることのない支援が実施できるようになることを心から祈念いたします。

終わりに、作成にあたり、御協力を頂きました関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

島根県環境生活部長 竹内 俊勝

目 次

第1章 犯罪被害者等の抱える様々な問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 犯罪被害者等の置かれた状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 直接的被害・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 事件後に直面する状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 具体的に困難な状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 心身の不調・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 生活上の問題・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3) 周囲の人の言動による傷つき・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(4) 加害者からの更なる被害・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(5) 捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)・・・・・・・・・・・・・・・・	7
参考 捜査、裁判の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2章 支援に携わる際の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項・・・・・・・・	13
(1) 基本的な支援対応の流れ(チャート)・・・・・・・・	13
(2) 具体的な対応のあり方・・・・・・・・	13
(3) 相談業務の心得・・・・・・・・	15
(4) 具体的な対応にみる留意点・・・・・・・・	16
(5) 支援者自身のケア・・・・・・・・	17
2 被害類型別特徴と対応上の留意点・・・・・・・・	17
【殺人等遺族への対応】・・・・・・・・	17
【暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応】	20
【交通事故に遭った人への対応】・・・・・・・・	23
【性犯罪に遭った人への対応】・・・・・・・・	24
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	27
【ストーカー被害に遭った人への対応】	31
【虐待された子どもへの対応】	32
第3章 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	35
1 関係機関・団体における連携の必要性・・・・・・・・	35
2 関係機関・団体の連携の実際・・・・・・・・	36
(1) 基本的な連携の流れ・・・・・・・・	36
(2) 連携の際の留意点・・・・・・・・	38

(3) 「犯罪被害者申告票」「犯罪被害者等支援引継書」の活用	39
第4章 ニーズに応じた解決手段	43
1 総合的相談	43
2 心身の不調	43
3 生活上の問題	43
4 加害者に関すること	49
5 捜査、裁判に伴う問題	50
第5章 各機関・団体における支援業務	53
1 島根県	53
2 各市町村	54
3 警察	62
4 海上保安庁(第八管区海上保安本部)	67
5 日本司法支援センター島根地方事務所(法テラス島根)	69
6 公益社団法人島根被害者サポートセンター	71
7 公益財団法人 犯罪被害救援基金	72
8 地方裁判所・簡易裁判所	73
9 家庭裁判所	75
10 検察庁	77
11 弁護士会	80
12 司法書士会	80
13 矯正管区	81
14 刑事施設	81
15 少年鑑別所	82
16 少年院	82
17 地方更生保護委員会	83
18 保護観察所	84
19 法務局・地方法務局	85
20 外国人在留総合インフォメーションセンター	87
21 島根県立心と体の相談センター	87
22 福祉事務所	87
23 保健所	88
24 市町村保健センター	89
25 社会福祉協議会	89
26 地域包括支援センター	90
27 医療機関(病院・診療所等)	91
28 一般社団法人島根県臨床心理士・公認心理師協会	91
29 島根県社会福祉士会	92

30	島根県精神保健福祉士会	92
31	労働基準監督署	93
32	ハローワーク(公共職業安定所)	93
33	総合労働相談コーナー	94
34	島根県能力開発促進センター	94
35	島根県立高等技術校	94
36	女性相談センター	95
37	一般社団法人性暴力被害者支援センターさひめ	96
38	児童相談所	96
39	乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・精神障害児短期治療施設	97
40	母子生活支援施設	97
41	ファミリー・サポート・センター	98
42	教育委員会	98
43	学校	99
44	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	100
45	交通事故相談所	100
46	島根県交通安全活動推進センター(財団法人島根県交通安全協会)	101
47	公益財団法人 日弁連交通事故相談センター(島根県支部)	101
48	公益財団法人 交通事故紛争処理センター	101
49	一般社団法人 日本損害保険協会(そんぽADRセンター)	102
50	一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構	103
51	独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)	104
52	公益財団法人 交通遺児等育成基金	105
53	公益財団法人 交通遺児育英会	106
54	暴力追放運動推進センター(公益財団法人島根県暴力追放県民センター)	106
55	消費者センター	107
56	いのちの電話	108
57	年金事務所	108
58	全国健康保険協会	108
59	税務署	109

(参考資料)

●相談窓口一覧	110
●県内関係機関・団体等連絡先一覧	115

<引用及び参考資料>

・「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル集」(平成20年12月)内閣府犯罪被害者等施策推進室

1 章 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

1 犯罪被害者等の置かれた状況

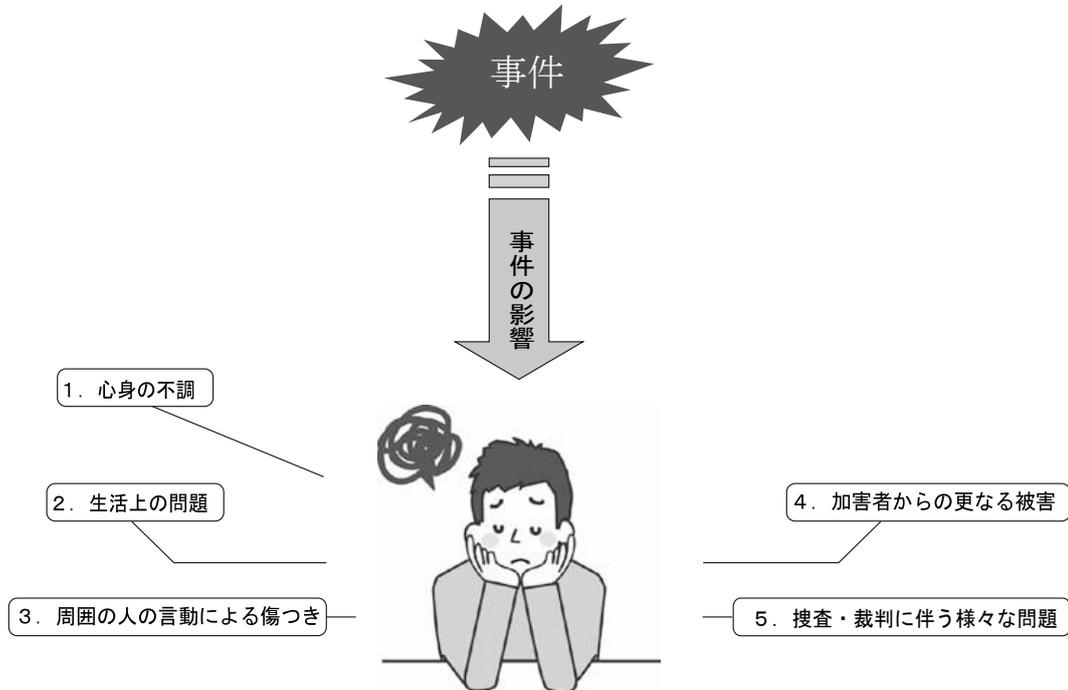
(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ。）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷付けられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

(2) 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。

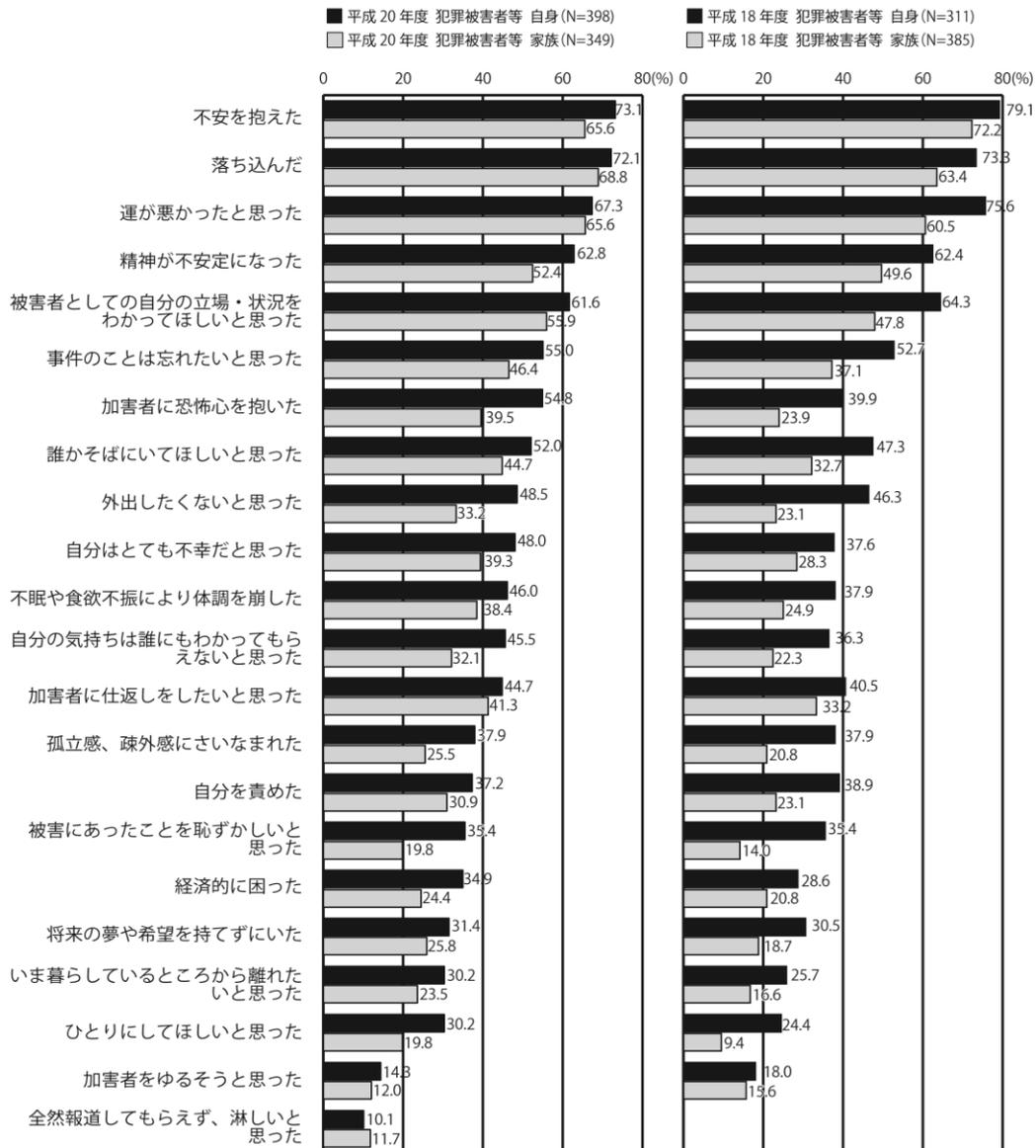


¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

2 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

〈事件後の心境や状況（肯定計、自身・家族別）〉



平成 21 年「犯罪被害者等に関する国民意識調査 調査結果報告書」（内閣府犯罪被害者等施策推進室）を基に作成

(1) 心身の不調

[直後]

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある（ときどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる）

※ このときの犯罪被害者等は、余りのショックに呆然とし、周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

《精神的な不調の例》

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

《身体的な不調の例》

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢、便秘
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛

【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でもなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

～犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患～

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような精神疾患をきたす場合があります。

トラウマ（心的外傷）

一般に犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死等、自らの処理能力を超えるような強烈な体験をした場合に受ける精神的な傷をいいます。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）がつづく状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

(2) 生活上の問題

【仕事上の困難】

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

【不本意な転居など住居の問題】

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害のおそれが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

【経済的な困窮（問題）】

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します²。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

【家族関係の変化】

² これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解がありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

(3) 周囲の人の言動による傷つき

【近隣や友人、知人の言動】

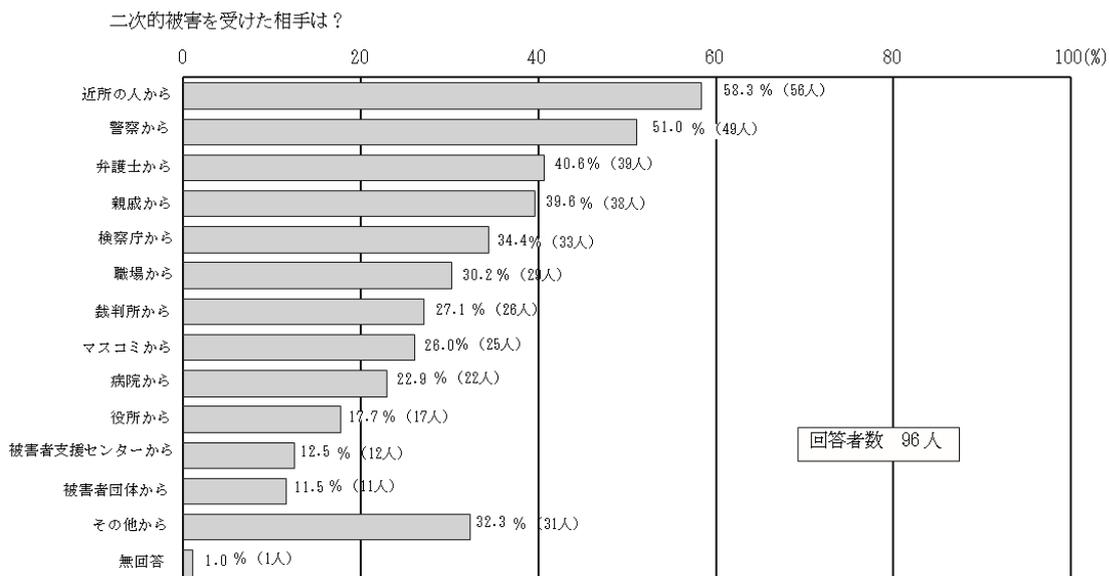
犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに、「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

【支援者】

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得のいく支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

〈二次的被害を受けた相手〉



「平成 18 年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」

回答者 96 人（社団法人被害者支援都民センター）を基に作成

(4) 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかと
いう不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中
で、加害者が責任逃れの主張をする」などの実態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は
更に大きくなります。

被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こ
ともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

(5) 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件
のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事
者である犯罪被害者等が、捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くこ
とがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・
身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害
者の弁護人から「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強
いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、
とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能
性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟
に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面する
こともあります。

参考 捜査、裁判の流れ

(1) 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年・特定少年（18歳・19歳）の場合には、手続などに違いがあります。

(2) 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります³。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間、勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

(3) 起訴

検察官は、警察から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁴。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

(4) 裁判

被疑者は起訴されることにより「被告人」となります。裁判所では、裁判が開かれる日（これを「公判期日」といいます。）が決められた後、公開の法廷で審理が行われ、判決が言渡されます。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に不服申立をすることができます。

※一定の犯罪について、犯罪被害者等は、刑事裁判に参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度）。

(5) 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

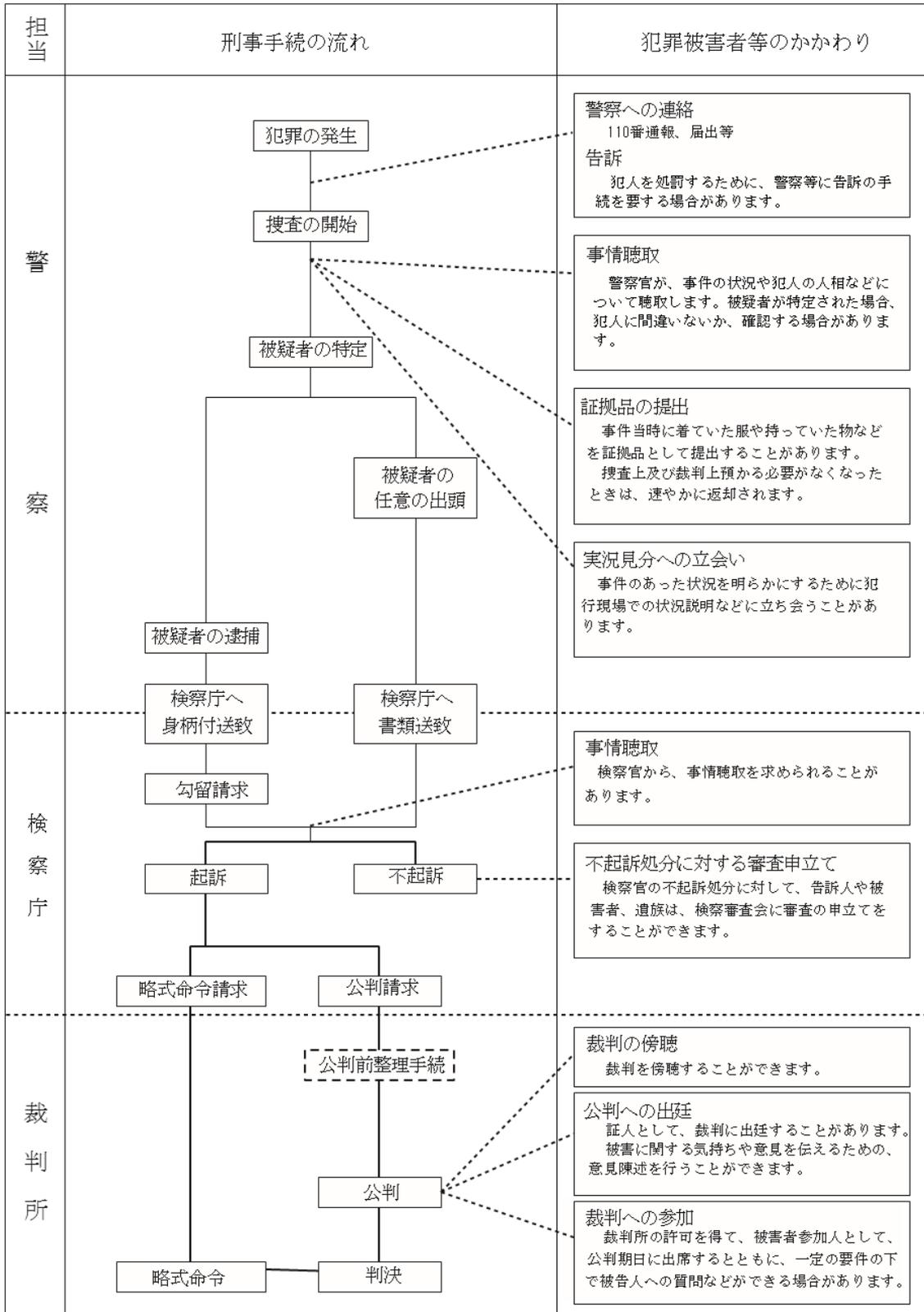
なお、一定の犯罪については、犯罪被害者等の申立により、刑事裁判所が刑事事

³ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また、逮捕された場合でも、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁴ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

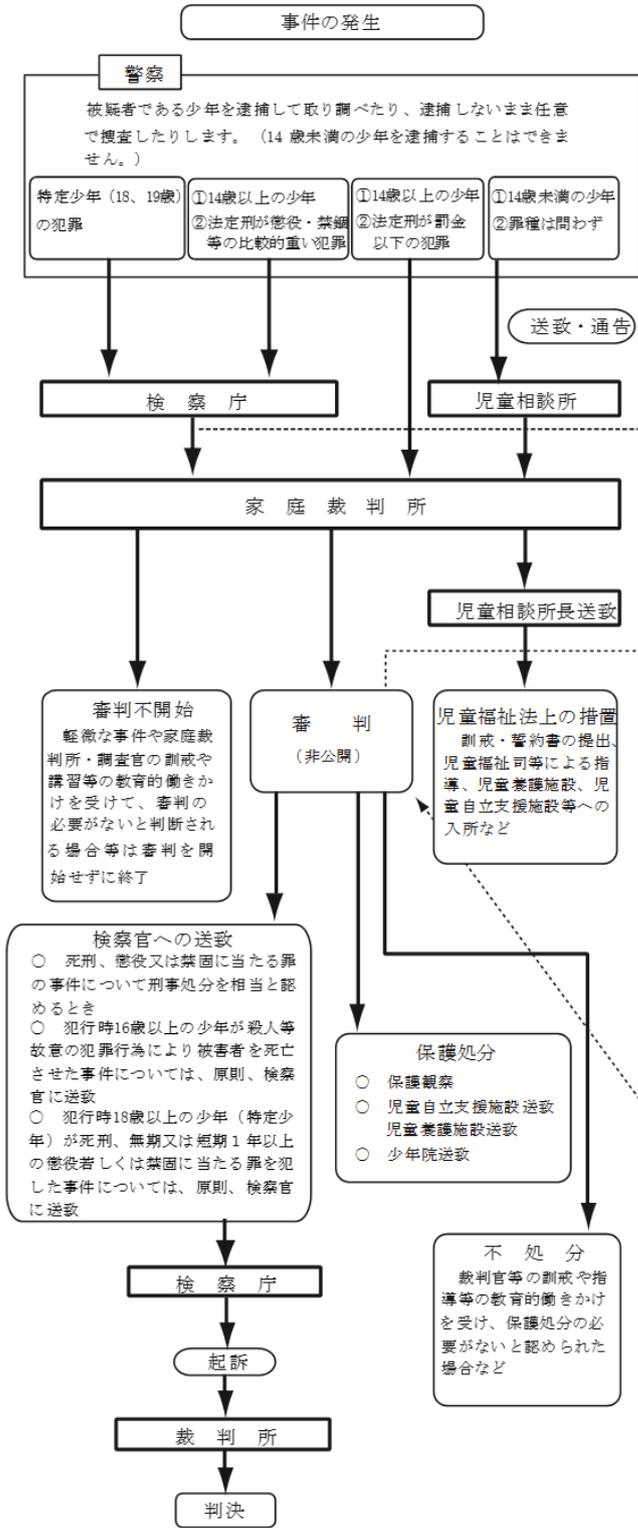
件について有罪に言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度）。

＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



<少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>

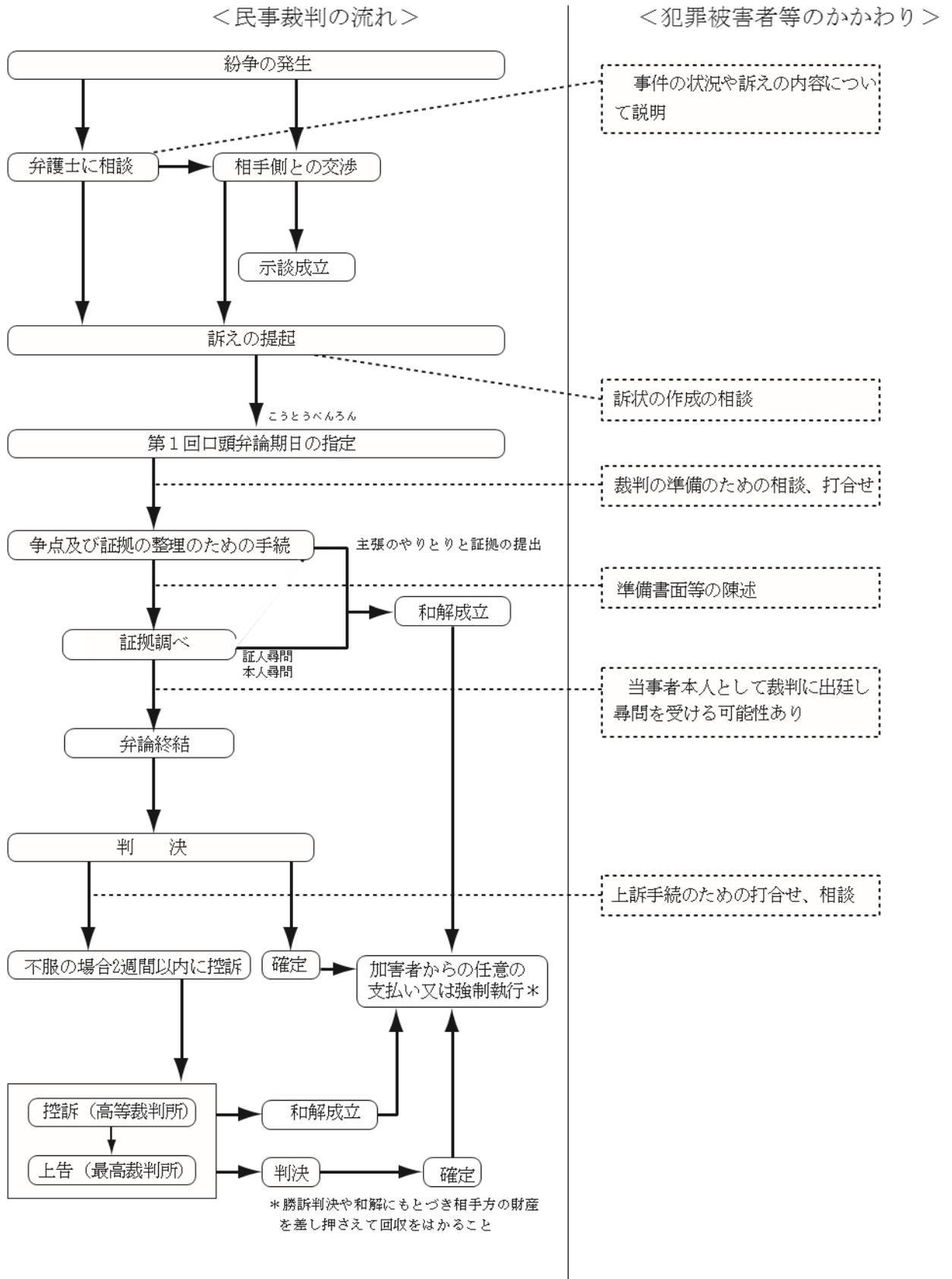
<少年の審判手続及び刑事手続の流れ>



<犯罪被害者等のかかわり>

- 事情聴取 ○ 証拠品の提出
 - 実況見分への立会い等、成人事件とほぼ同様です
-
- 事情聴取
 - 検察官から事情聴取を求められることがあります。
-
- 証人尋問、参考人尋問
 - 証人として尋問されたり、参考人として供述を求められたりすることがあります。
-
- 一定の重大事件について審判の傍聴ができる場合があります。被害に関する気持ちや意見を伝えるための意見陳述を行うことができます。

＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



第2章 支援に携わる際の留意事項

第1章にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。

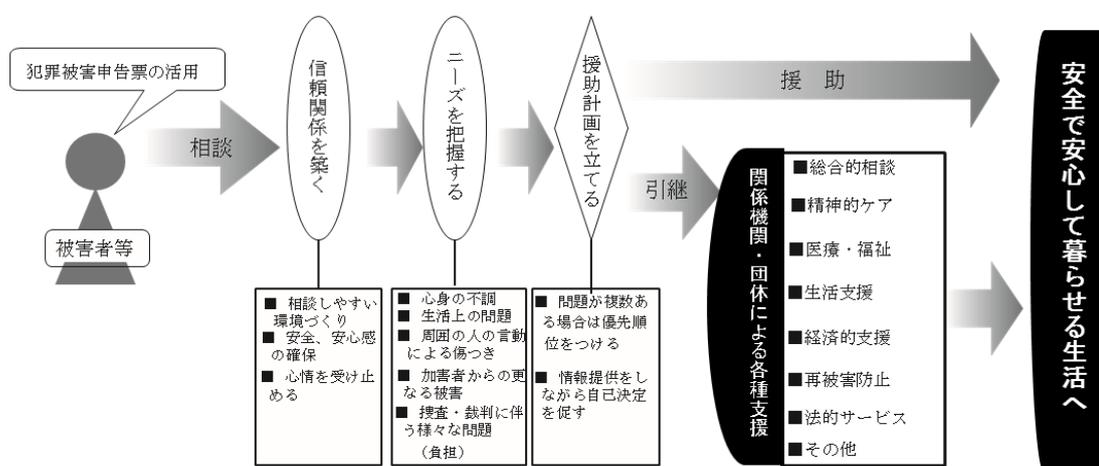
しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ市民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

(1) 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 具体的な対応のあり方

● 相談しやすい環境を作る

- ・ 相談受理時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 犯罪被害申告票を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や要望に応じて、例えば被害者が女性の場合は女性が対応するなど、担当者の選定に配慮する。

● 安全確保を優先する

- ・ 「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるかどうか）」「今、話をしているだけでも大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、女性相談センター、児童相談所等）につなぐ。

● 相談内容を受け止める

- ・ 犯罪被害者等の話を丁寧に聴き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・ 被害の状況を人と比べない。(被害に遭った苦痛には他の人と軽重はない)
- ・ 自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある)
- ・ 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける)
- ・ 話をせかささない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある)

● 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・ 犯罪被害者等が、自分がどうしていいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

● 援助計画を立てる

- ・ 所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。(さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。)
- ・ 問題が複数ある場合は優先順位をつける。

● 問題解決に向けて動く

- ・ 時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・ 支援者の意見を押しつけない、犯罪被害者等自らが決定できるように支援(対応)する。
- ・ 関係機関・団体と連携する。

● 秘密保持に留意する

- ・ 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることはしてはならない。

● 被害からの回復を焦らない

- ・ 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

● 適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

● 犯罪被害者支援団体と十分な連携を図る

- ・ 犯罪被害者等の置かれている状況や相談内容から、より適切な(総合的あるいは長期的視点に立った継続的な)支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通し、豊富な経験とノウハウを有する犯罪被害者支援団体と速やかに十分な連携を図り、犯罪被害者等の立場に立った支援が行われるよう努めるこ

とが重要である。

(3) 相談業務の心得

● 相談業務の留意事項

相談業務は、相談者が安心して話ができるように信頼関係を築くため、相談者の気持ちに寄り添える姿勢が大切です。

● 相談員の留意事項

- ・ 個人情報を漏らさない。
- ・ 相談者が自己判断、自己決定、主体的行動が起こせるように支援する。
- ・ 相談者の声と心にしっかり耳を傾ける「傾聴」を基本態度とする。
- ・ 必要な情報の提供と適切な関係機関の紹介を行う。
- ・ 言動によって相談者に二次的被害を与えることがないように注意する。

● 相談者との信頼関係を築く基本態度

支援の第一に大切なものは、相談者との信頼関係であり、具体的には相談者の声と心にしっかり耳を傾けることであり、そのための基本態度として次の代表的なものがあります。

- ・ **共感**～ 話の中で、相談者が表現している感情を相談員自身が理解していることを相談者に示す。(自殺などのマイナス感情がある場合には注意)
- ・ **受容**～ 相談者の今あるがままの気持ちや感情を評価し、これに対して批判することなく、相談者の感じているままに受けとめる。
- ・ **尊敬**～ 相談者の経験に対して相談員が敬意を持っていることと、相談者がそこから抜け出そうとしている勇気を相談員が知っていることを相談者に示す。
- ・ **暖かさ**～ 相談者の話を聞き、相談者の思いを受入(マイナス感情の際は注意)そのことが大切であることを相談者に伝えるとともに、相談者を助けようとしていることに関して意欲を示す。
- ・ **誠実**～ 相談員がこれが良いと思って言葉や態度で表していることを、相談者も良いものだと感じる必要があり、これからそれた感情の表現はやめる。

● 話の聞き方(電話・面接)

被害者と接するときの基本的な対応

- ・ 守秘義務を伝える。
- ・ 体の不調(食事、睡眠、身体不調等)を聞く。
- ・ ゆっくり聞く。無理に話させたり、途中で話をさえぎったりしない。
話したいときに話したいことを話してもらう。
- ・ 悲しみ、怒り、苦しみ、憤りなどすべての感情をしっかりと受け止める。
- ・ 沈黙も大事にする。
- ・ 必要な情報を提供する。

(4) 具体的な対応にみる留意点

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまで一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ つらいことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ（他に）子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変つらいことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とてもつらいことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事ができなくなるのも当然だと思います。 など

(5) 支援者自身のケア（バーンアウトの防止）

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者（相談員）自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たとときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

《対処方法の例》

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。

2 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分配慮して対応してください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きいものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、分かりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明かにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり、埋葬したりすることができません。

（連絡先） 各警察署刑事課、各市町村

★各種経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、

- ・死亡診断書（死体検案書）作成に関する経費を公費で負担する制度
- ・遺体を遺族の希望する場所まで搬送するために要する経費について、距離に応じて給付金を支給する制度

があります。

（連絡先） 警察本部広報県民課・各警察署総務課（係）

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者等が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

（連絡先） 各市町村、年金事務所、勤務先庶務担当

●遺産相続等

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産および相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が基礎控除額を超える場合に、その超える部分（課税遺産総額）に対して、課税されます。

この場合、相続税の申告および納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内です。

(連絡先) 税務署

また、相続財産(不動産・預貯金・有価証券等)について名義変更等の相続手続きを行う必要があります。

(連絡先) 法務局、市役所、各金融機関等

経済的支援として以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金(遺族給付金)

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署総務課(係)

★犯罪被害者等見舞金制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し、見舞金が支給されます。

(連絡先) 島根県環境生活総務課

★遺族基礎年金

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた配偶者や子がいる場合に支給します。

(連絡先) 各市町村

★遺族厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金に加入中の人、老齢厚生(退職共済)年金を受給する資格のある人、1級又は2級の障害厚生(共済)年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 年金事務所、共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

(連絡先) 公益財団法人犯罪被害救援基金、警察本部広報県民課

マスコミ対策として、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署総務課(係)、法テラス

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 放送倫理・番組向上機構 電話 03-5212-7333

ファックス 03-5212-7330

雑誌人権ボックス ファックス 03-3219-1220

法テラス (P.69 参照)

【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等の公費負担

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担する制度があります。

(連絡先) 各警察署総務課 (係)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

★高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻しをします。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会の支部、健康保険組合、各市町村、各種共済保険、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先) 各税務署

★自立支援医療費支給制度

自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

(連絡先) 各市町村の担当課、通院している医療機関

★乳幼児等医療費助成

乳幼児や小学生などの児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(連絡先) 各市町村

★福祉医療費助成

重度心身障がい者、ひとり親家庭の父・母及び児童が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(連絡先) 各市町村

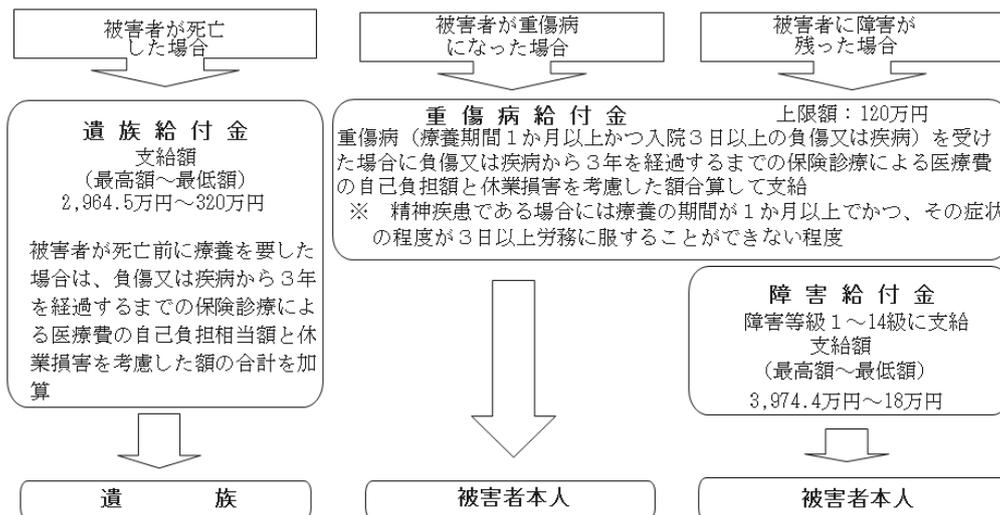
障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病（加療1月以上かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつ3日以上労務に服することができない程度の疾病））を負った被害者や障害（障害等級第1～14級）が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署総務課（係）

犯罪被害給付制度の概要



★犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金、精神療養見舞金）

・重傷病見舞金

故意の犯罪行為により、重傷病（療養に要する期間1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った被害者に対し支給されます。

・精神療養見舞金

故意の犯罪行為に起因する精神的被衝撃による精神の被害（療養に関する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った被害者に対し支給されます。

(連絡先) 島根県環境生活総務課

※ 犯罪被害者等見舞金は令和4年4月1日以降の犯罪被害者が対象となります。

★特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする

方に支給されます。

※ 原爆介護手当を受給しておられる方へは、特別障害者手当を調整して支給します。

(連絡先) 各市町村の担当課

★身体障害者手帳の交付

身体に障がいのある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

(連絡先) 各市町村

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障がい者である場合には、一定額が所得控除されます。

(連絡先) 各税務署

★障害基礎年金

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障がいが残った場合などに一定額を支給します。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても支給できる可能性があります。

(連絡先) 各市町村の担当窓口

★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先) 社会保険事務所、勤務先庶務担当

★就労支援/継続支援

障がい者の方で就労を希望している人、または離職した人あるいは離職のおそれがある在職者に対して、就労及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の方の地域生活における自立を図っています。

(連絡先) 各市町村、障害者就業・生活支援センター

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

障がい児（20歳未満の者）の父母又は監護者が、認定基準の障がい程度に該当する児童を監護・養育する場合に支給されます。

監護者とは、父母がいない場合又は父母が監護しない場合に当該障がい児を監護・養育する者をいいます。

※障がいの程度に該当する場合でも、次の方は手当は支給されません。

対象の児童が、施設に入所している場合

対象の児童が、障がいを理由とする年金などを受けている場合

(連絡先) 各市町村

★障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。

(連絡先) 各市町村

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 警察本部組織犯罪対策課・各警察署刑事課又は生活安全刑事課、(公財) 島根県暴力追放県民センター

【交通事故に遭った人への対応】

(特徴)

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の「犯罪」に該当する機会が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多くみられます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する強い怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

(連絡先) 各警察署、110番

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後で怪我が明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

(連絡先) 各警察署交通捜査担当課(係)、高速道路交通警察隊

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先) (公財) 交通事故紛争処理センター、交通事故相談所、(財) 島根県交通安全協会(交通安全活動推進センター)、(公財) 日弁連交通事故相談センター 島根県支部、(一社) 日本損害保険協会、(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

★奨学金の貸与

保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなられたり、重度の後遺障がいになられたため、経済的に修学が困難になった子どもたちに奨学金を無利子で貸与（一部給付）しています。

(連絡先) (公財) 交通遺児育英会

★交通遺児育成基金制度

交通遺児が抛出した抛出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

(連絡先) (公財) 交通遺児育成基金

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)

【性犯罪に遭った人への対応】

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（第 1 章 2(1)心身の不調参照）が現れる場合が多く、PTSD に加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

(対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽

減に努める、性犯罪性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携を図ることも重要です。

また、対応する職員の不用意な言葉が、被害者をさらに傷つけ、二次被害を与える場合があります。職員は、被害者に対して二次被害を与える事がないよう細心の注意を払う必要があります。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 各警察署刑事課又は生活安全刑事課

～親告罪～

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処を可能とするため、性犯罪の要件や法定刑などについて刑法が改正され、平成29年7月から施行されています。

この改正により、従来、親告罪とされていた強姦罪（改正後は「強制性交等罪」と改められています。）、強制わいせつ罪等の性犯罪は、親告罪ではなくなり、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

また、改正法が施行される前に被害に遭われた事件についても、原則として、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

※法務省HPより抜粋

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

すぐに警察に届け出ること消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、検診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

(連絡先) 各警察署刑事課又は生活安全刑事課

●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担

します（P65 参照）。

（相談先） 各警察署総務課（係）、性暴力被害者支援センターたんぼぼ、一般社団法人
しまね性暴力被害者支援センターさひめ

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合もあるので、すぐに受診することが重要です。

（相談先） 各警察署刑事課又は生活安全刑事課、性暴力被害者支援センターたんぼぼ
一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ

●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に付き添いを行います。

（連絡先） 各警察署刑事課、島根被害者サポートセンター

●特定感染症検査

H I V抗体検査が無料・匿名でできます。

（連絡先） 各保健所

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

事案によっては、被害者等が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、また、民間の支援者や警察・検察庁の被害者支援員が付き添うことも認められます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わせないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともあります。さらに、公開の法廷において、被害者の氏名などを明らかにしない措置がとられることもあります。

（連絡先） 松江地方検察庁、松江地方裁判所、島根被害者サポートセンター

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。

対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

（連絡先） 性犯罪110番（0120-110-267）

性暴力被害者支援センターたんぼぼ（0852-25-3010）

一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ

（0852-28-0889）

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的な暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視するといった精神的暴力、携帯電話のチェックや行動を監視するなどの社会的暴力、性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力、生活費を渡さない、いつもお金を払わせるなどの経済的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現れることもあります。被害者の多くは、加害者から「お前が悪い」などと責められ続け、自信をなくし「私が悪い」「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から抜け出すことは難しいことです。経済的自立の困難さや加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受けとめる姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者は怪我を負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門的機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人（身体暴力に限る）を発見した人は、女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）又は警察官に通報するよう努めなければなりません。患者の怪我の状態等から被害者を見出しやすい立場にある医師その他の医療関係者は、被害者を見つけたときは、その旨を通報することができます。このとき、守秘義務違反を問われることはありません。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 各警察署生活安全課又は生活安全刑事課、女性相談センター・同西部分室

(愛称：あすてらす女性相談室)、児童相談所(女性相談窓口)、医療機関

緊急時における安全の確保及び避難が必要か検討します。

「家を出たい」「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び避難も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談センターなどの専門機関につなぎます。女性相談センターでは、一時保護や保護命令申立て、住民基本台帳の閲覧等の制限、健康保険被扶養者資格喪失等の手続について相談できます。

(連絡先) 各市町村、女性相談センター・同西部分室(愛称：あすてらす女性相談室)、児童相談所(女性相談窓口)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対し発する命令。

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

- ※ **接近禁止命令**：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。
- ※ **退去命令**：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去すること及び、当該住所の付近をはいかいしてはならないことを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。
- ※ **電話等禁止命令**：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(連絡先) 各警察署生活安全課又は生活安全刑事課、女性相談センター・同西部分室(愛称：あすてらす女性相談室)、児童相談所(女性相談窓口)、地方裁判所

★住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、支援措置の実施を申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、女性相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性

について確認します。

(連絡先) 各市町村、各警察署生活安全課又は生活安全刑事課、女性相談センター・同
西部分室(愛称:あすてらす女性相談室)、児童相談所(女性相談窓口)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先) ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、公共職業能力開発施設

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先) ハローワーク

★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供・無料職業紹介等一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先) (一財)島根県母子寡婦福祉連合会

★母子・父子自立支援プログラム・住宅支援資金貸付

児童扶養手当を受給している方等の生活の自立を支援するため、専門の相談員が一人一人の状況に応じてプログラムを一緒になってつくり、ハローワーク等の関係機関と連携して、就業に結びつくよう支援します。

なお、プログラムを策定した方は、最長1年間の家賃相当額を借用できる「住宅支援資金貸付」を利用できます。就業の達成等一定の要件を満たすと、返済が全額免除されます。

(連絡先) (一財)島根県母子寡婦福祉連合会、松江市、浜田市、安来市、雲南市

★児童扶養手当

離婚、死亡、遺棄等の理由で、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護・養育する母又は父(父の場合は生計同一に限る)又は養育者に対して手当を支給します。

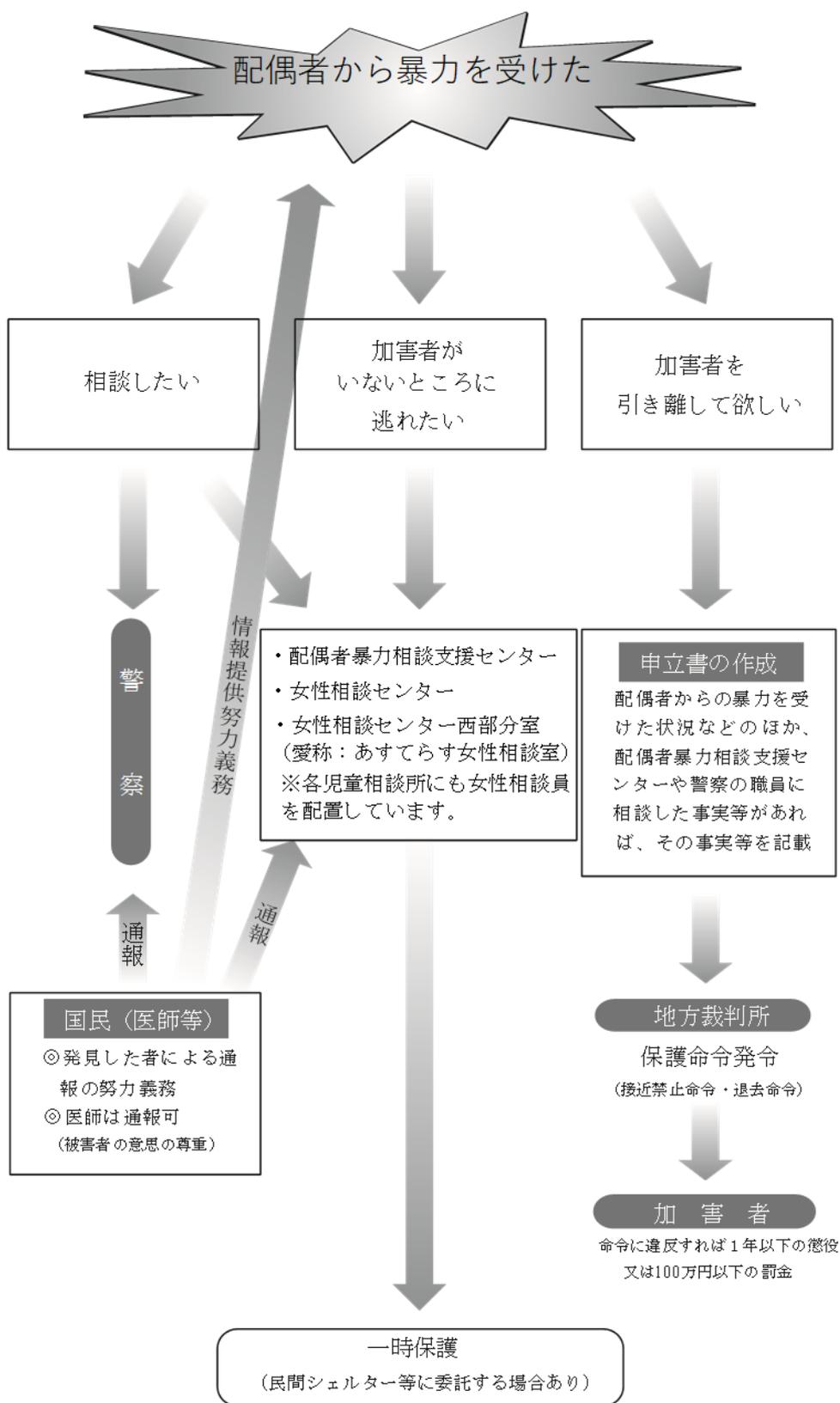
(連絡先) 市町村

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母・父子家庭の父やその扶養している児童などに対し、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

(連絡先) 市町村

＜配偶者からの暴力被害イメージ図＞



【ストーカー被害に遭った人への対応】

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ | ② 監視していると告げる行為 |
| ③ 面会、交際の要求 | ④ 乱暴な言動 |
| ⑤ 無言電話、連続した電話、文書送付、ファクシミリ | ⑥ 汚物などの送付 |
| ⑦ 名誉を傷つける | ⑧ 性的羞恥心の侵害 |
| ⑨ 位置情報無承諾取得等 | ⑩ 位置情報記録装置の取付等 |

を行うことをいいます。ストーカー行為は「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ・被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- ・相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ・相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保持する
- ・電話の会話内容をメモ、又は録音する
- ・相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先) 各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

つきまとい等被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」又は公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。ストーカー行為が認められた場合は、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先) 各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

★住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置(再掲)

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在地を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の付票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付しないように、申し出ることができま

す。なお、申出を受けた市町村長は、警察等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町村、各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手方の電話番号を確認することができるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザーを貸し出しています。

(連絡先) 各警察署

【虐待された子どもへの対応】

(特徴)

子ども虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、教育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

子ども虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

子ども虐待を発見した場合、または、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談し、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定されるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）

・子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話してい

いよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。

無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大ききことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

・虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話に傾聴しながらも、子どもが抱えているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所等に通告してください。

(連絡先) 各市町村、各児童相談所

～守秘義務について～

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。

守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 各警察署、各消防署

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

・調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族について調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

・在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

・親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁵等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

～親権者の懲戒権の削除と子ども虐待の関係～

令和4年12月10日に民法等の一部を改正する法律が成立し、今まで親権の中の一つとして規定されていた「懲戒権」に関する規定が削除され（令和4年12月16日施行）、親権者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢や発達の程度を配慮しなければならないこと、体罰などの子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動はしてはならないことが民法第821条に明記されました。

そして、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

⁵ 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

第3章 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

1 関係機関・団体の連携の必要性

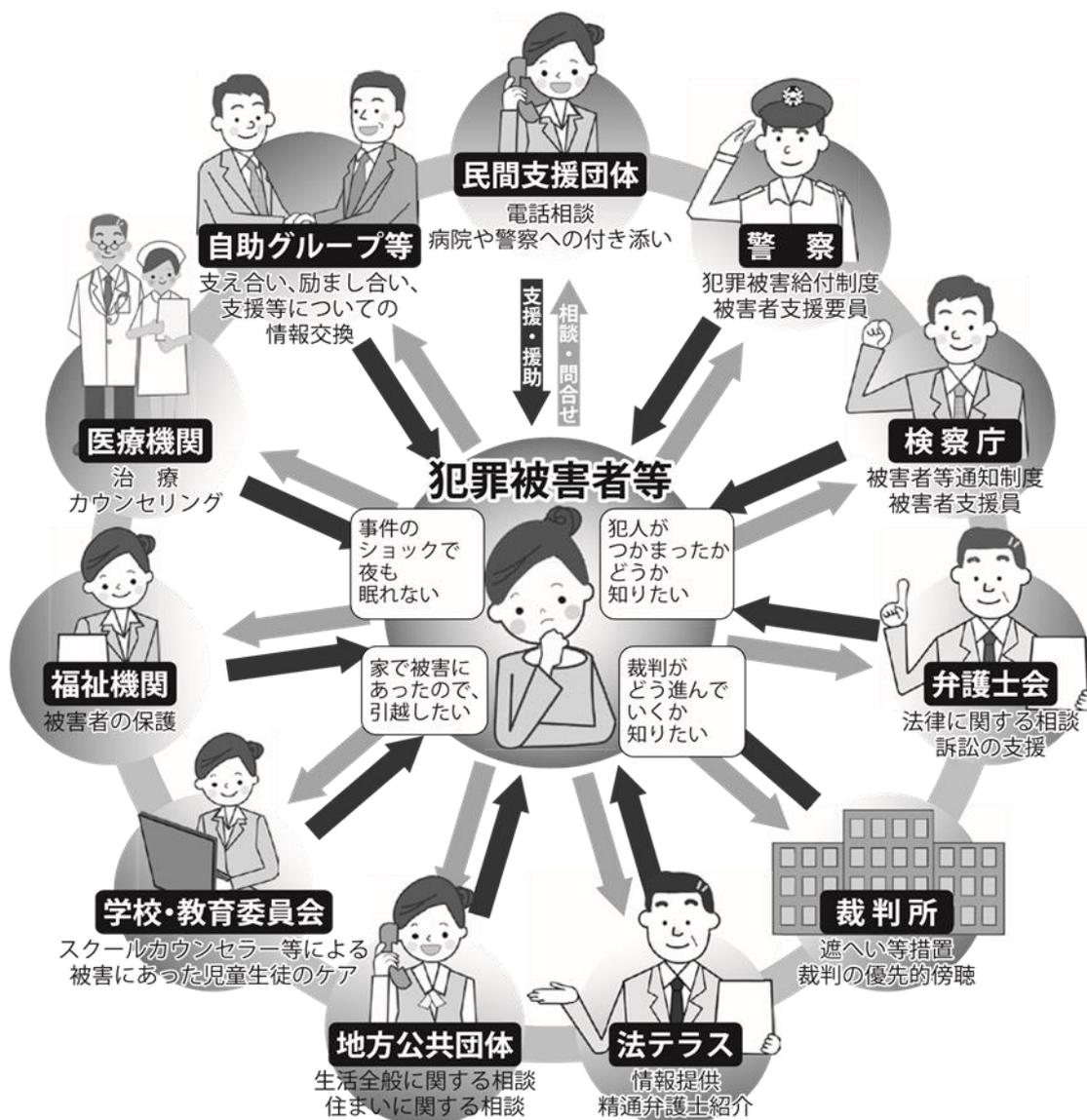
犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）

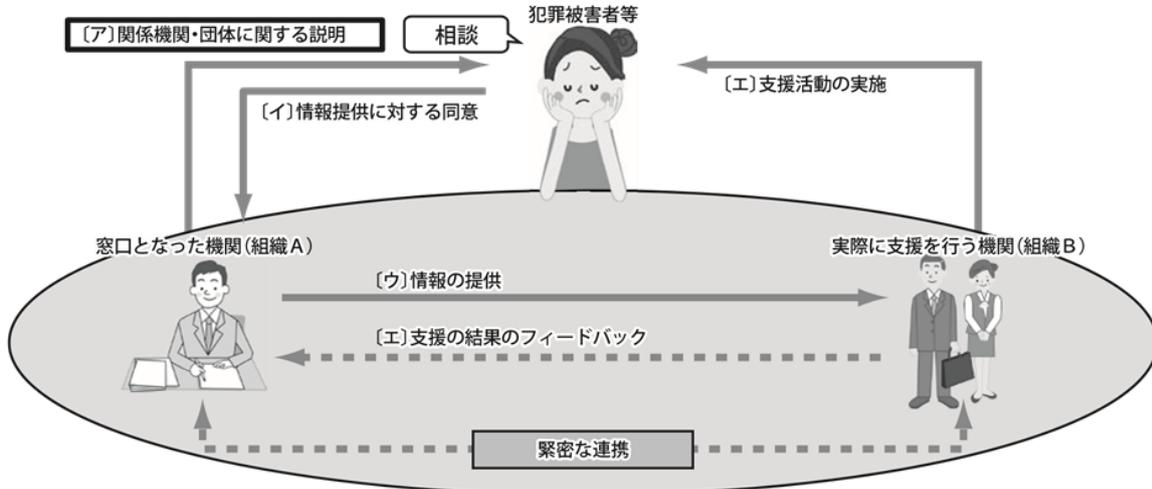
》



2 関係機関・団体の連携の実際

(1) 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



ア 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・受付時間

イ 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担

当者) に電話をする) について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援の内容

ウ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え、理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。

(※伝達方法については、「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式」参照)

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えて欲しい追加情報があれば、組織Aに連絡します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。

さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。

また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる場合には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

エ 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。

また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

オ より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。例えば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行う事が考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れのない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭に置き、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

(2) 連携の際の留意点

ア 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象を与えないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることにつながります。

場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者とのかかわりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

イ 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、ファックスの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い犯罪被害者等の場合は、目の前で関係機関に電話したり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

ウ 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談に内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

エ 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。

不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該犯罪被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、他機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(3) 「犯罪被害者申告票」「犯罪被害者等支援引継書」の活用

ア 「犯罪被害申告票」(犯罪被害者等から要望があった場合)

犯罪被害者等は支援を求めるたびに、その都度、自らの被害について説明するのは精神的にも辛く、大きなストレスとなり、それ自体が二次的被害となって、支援を求めることについて精神的な負担を感じるようになります。

「犯罪被害申告票」とは、そういった精神的負担を軽減して、スムーズな支援を受けることができるように、被害者等が自ら記載し、支援を受ける関係機関・団体に提示しようとするものです。これによって関係機関・団体は、来訪者の申告する犯罪をスムーズに把握し、その後の対応の参考にすることになりますが、関係機関・団体が求める犯罪被害者等の説明に代えるものではありません。

なお、同申告票は犯罪被害者等がその責任に基づいて記載し、関係機関・団体において支援を受ける際に携行し、提示するものであり、関係機関・団体においては、提示された申告票を受理し、管理はいたしません。

以上の趣旨から、犯罪被害者等が「犯罪被害申告票」を要求した場合は、提供してください。

イ 「犯罪被害者等支援引継書」

(関係機関・団体への橋渡しに際し、犯罪被害者等の同意があった場合)

犯罪被害者等の情報は、個人情報保護の要請が非常に強く、また、伝達すべき情報の内容も、正確性が確保されるものに限定しないと、かえってその後の支援の妨げとなります。

そこで、紹介元機関・団体から紹介先機関・団体への「橋渡し」に際して、犯罪被害者の同意を得た上で、紹介元および紹介先の双方が共有すべき犯罪被害者等支

援に関する情報の内容について、最低限伝達が必要な事項を状況に応じて伝達することが、スムーズな「橋渡し」による途切れない支援に結びつくこととなります。

したがって、同書の作成に当たっては、個人情報保護の基本原則に抵触しないように、犯罪被害者等の同意を得た上で作成し、適切に継続した支援を受けられるよう配慮することが大切です。

「犯罪被害申告票」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概 要	被害発生日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害当事者との関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	その他	被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。

要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)				

「犯罪被害者等支援引継書」の様式

受理年月日	年 月 日
相談者の氏名等	氏名： _____ 生年月日： 年 月 日 性別：男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()
加害者の氏名等	氏名： _____ 年齢： 歳 性別：男・女 住所： _____ 電話： ()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止 後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	支援の有無： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月 頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 紹介先連絡先	
備 考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input style="width: 200px; height: 20px;" type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。

第4章 ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。支援や制度には対象要件等があるため、すべての人が対象とならない場合や、すべての地域に該当しない場合等がありますので、詳細については、必ず関係窓口にお問い合わせください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

1 総合的相談

犯罪被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない

まずは、総合相談窓口でよく話を聞き、相談内容を整理した上で適切な窓口を教示する。

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題や問題の整理から相談に応じます。

(連絡先) 島根県消費とくらしの安全室、市町村の犯罪被害者支援担当課、警察署の総務課(係)法テラス、島根被害者サポートセンター

2 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先) 島根県立心と体の相談センター、市町村保健センター、保健所、警察署(被害相談窓口)、島根被害者サポートセンター

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先) 島根被害者サポートセンター、島根県立心と体の相談センター

3 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 島根労働局、島根県商工労働部雇用政策課

★労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先) 島根労働局、島根労働委員会

働かなければならないが、就職先が見つからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先) ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、島根県立高等技術校

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先) ハローワーク

★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供・母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供・無料職業紹介等一貫した就業支援サービス等を行っています。

(連絡先) (一財)島根県母子寡婦福祉連合会

★母子・父子自立支援プログラム・住宅支援資金貸付

児童扶養手当を受給している方等の生活の自立を支援するため、専門の相談員が一人一人の状況に応じてプログラムを一緒になってつくり、ハローワーク等の関係機関と連携して、就業に結びつくよう支援します。

なお、プログラムを策定した方は、最長1年間の家賃相当額を借用できる「住宅支援資金貸付」を利用できます。就業の達成等一定の要件を満たすと、返済が全額免除されます。

(連絡先) (一財)島根県母子寡婦福祉連合会、松江市、浜田市、安来市、雲南市

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母・父子家庭の父が看護師等就職を容易にするために必要な資格を取得するため、半年以上養成機関等で修業する場合に、修業の一定期間について、毎月訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に修了支援給付金を支給します。

(連絡先) 各市町村

★高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関等に在学する者に対し、入学準備金・就職準備金を無利子で貸し付けます。

就業等条件を満たした場合は、返済が全額免除されます。

(連絡先) 島根県社会福祉協議会福祉資金係

★自立支援教育訓練給付金

経済的自立のためにあらかじめ指定した職業能力開発講座を受講した母子家庭の母・父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先) 各市町村

(2) 不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★犯罪直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪被害場所となったことから、自宅への立入りを禁止又は破壊、汚損等により事件発生直後から自宅に居住することが困難な状態となった場合及び精神的な二次的被害を与えるおそれがある場合に、犯罪被害者及び家族に対し、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優先入居

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅の公開抽選の際に一般の入居申込者に比べ有利となります。

(連絡先) 島根県犯罪被害者総合窓口、各市町村

★県営住宅の行政財産目的外使用での入居

公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる犯罪被害者等を対象とします。

(連絡先) 島根県犯罪被害者総合窓口、各市町村

(3) 経済的な困窮(問題)

犯罪被害に遭ったことに対して、金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(連絡先) 警察本部広報県民課・警察署総務課(係)

★犯罪被害者等見舞金制度

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病

や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

(連絡先) 島根県環境生活総務課

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先) 労働基準監督署

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

医療費の負担を軽くしたい

★高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会の支部、健康保険組合(組合健保)、各市町村(国民健康保険)、各種共済保険(共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付(立替)制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付(立替)を行います。

(連絡先) 窓口は高額療養費制度と同じ

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先) 各税務署

★自立支援医療費支給制度

自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

(連絡先) 各市町村の担当課、通院している医療機関

★乳幼児医療費助成

乳幼児や小学生などの児童が医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 各市町村

★福祉医療費助成

重度心身障がい者、ひとり親家庭の父・母及び児童が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(連絡先) 各市町村

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けます。離職者支援資金や災害援護資金、一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金があります。修学資金や療養・介護資金は無利子となります。

（連絡先） 各市町村の社会福祉協議会

★児童扶養手当

離婚、死亡、遺棄等の理由で、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護・養育する母又は父（父の場合は生計同一に限る）又は養育者に対して手当を支給します。

（連絡先） 各市町村

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦やその扶養している児童などに対し、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

（連絡先） 各市町村

★ひとり親控除・寡婦控除（所得税・住民税）

ひとり親又は寡婦に該当し、合計所得金額 500 万円以下の方は、一定額の所得控除を受けることができます。

（連絡先） 各税務署

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

（連絡先） 各市町村

★私立幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園に就園している幼児（3～5歳児）を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

（連絡先） 各市町村

(4) 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

（連絡先） 各市町村、児童相談所、児童家庭支援センター

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困っ

た時にサポートを利用できます。

(連絡先) 各市町村、ファミリーサポートセンター

★ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親家庭が疾病や生活環境の激変により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や子どもの預かりを行います。

(連絡先) (一財) 島根県母子寡婦福祉連合会、各市町村

子どもを預けたい

★一時預かり

様々な事情により子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

(連絡先) 各市町村

★トワイライトステイ、ショートステイ

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先) 各市町村、児童相談所

(5) 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えてください

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先) 各市町村(福祉事務所)、地域包括支援センター、島根県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会

(6) 報道に関すること

マスコミの取材にどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 警察本部広報県民課・警察署総務課(係)、法テラス

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」に、雑誌の人権侵害に関しては「雑誌人権ボックス」に異議申立てすることができます。

(連絡先) 放送倫理・番組向上機構 電話 03-5212-7333
ファックス 03-5212-7330

4 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先) 各警察署総務課(係)

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然の防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、携帯電話、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

(連絡先) 各警察署総務課(係)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度(後述)とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先) 検察庁

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(連絡先) 検察庁、(少年事件につき) 家庭裁判所、法テラス

★刑事裁判への参加(被害者参加制度)

裁判所が相当と認める場合に参加が許可され、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先) 検察庁、法テラス

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。

(連絡先) 矯正管区、刑事施設

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べるすることができます。

(連絡先) 地方更生保護委員会、保護観察所

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先) 保護観察所

5 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 法テラス(相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談(予約制)を行っています。)島根県弁護士会、検察庁

●犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先) 法テラス

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先) 島根被害者サポートセンター、検察庁(法廷のみ)、法テラス

事件や加害者に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障がない範囲でお知らせします。

(連絡先) 警察署、海上保安部、海上保安署

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。

少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先) 検察庁、矯正管区、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所

★公判記録の閲覧・コピー(起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

原則、公判記録を閲覧したり、コピーを取ったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先) 地方裁判所・簡易裁判所、検察庁、(少年事件につき) 家庭裁判所、法テラス

★確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や判決書を閲覧することができます。

(連絡先) 検察庁、法テラス

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧できることがあります。

(連絡先) 検察庁、法テラス

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先) 家庭裁判所、法テラス

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先) 家庭裁判所、法テラス

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先) 家庭裁判所

刑事手続に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(連絡先) 検察庁、(少年事件につき) 家庭裁判所、法テラス

★刑事裁判への参加(被害者参加制度)

裁判所が相当と認める場合に参加が許可され、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べるすることができます。

(連絡先) 検察庁、法テラス

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会(日弁連)が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先) 法テラス

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

(連絡先) 法テラス

損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先) 島根県弁護士会、法テラス（民事法律扶助制度を利用すると無料）

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。損害賠償命令や保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先) 法テラス

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先) 地方裁判所、法テラス

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先) 検察庁

★民事調停

民事に関して国家の調停機関（原則として裁判所の調停委員会）が紛争当事者を仲介し、双方の主張を調整し、その間に和解の成立を図る非公開の手続をいいます。

(連絡先) 簡易裁判所又は地方裁判所

★民事裁判

一般的に私人間の具体的な生活関係に現れた原告対被告の対立する紛争につき、裁判所が法律的判断を与えて解決を図ること、または、その裁判をすることをいいます。

(連絡先) 簡易裁判所又は地方裁判所

第5章 各機関・団体における支援業務

1 島根県

(組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

相談窓口

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、犯罪被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(専門窓口) 環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

0852-28-7830

島根県松江市殿町8番地3

※月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く)

HP : https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bohan/anz-enansin/machi_dukuri/

E-mail shohishitsu@pref.shimane.lg.jp

犯罪被害者等の公営住宅の優先入居等

(支援概要)

【公営住宅法に基づく県営住宅の優先入居】

公募抽選の際、抽選の当選率を優遇します。

【県営住宅の行政財産目的外使用での入居】

公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる犯罪被害者等を対象とします。

(専門窓口)

○県営住宅の入居相談

土木部 建築住宅課 0852-22-5485

島根県殿町8番地 県庁南庁舎

※月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日・祝日を除く)

○申込先 (住宅管理事務所)

島根県住宅供給公社 (松江) 0852-22-3400 (※1)

〃 (安来) 0854-32-9020 (※2)

〃	(出雲)	0853-23-1591 (※1)
〃	(雲南)	0854-47-7151 (※1)
〃	(浜田)	0855-25-0535 (※1)
〃	(益田)	0856-31-1530 (※1)
〃	(隠岐)	08512-3-1350 (※2)

(※1) 月曜日～金曜日 8:30～18:00 (土日祝日を除く)

(※2) 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日を除く)

2 各市町村

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援の各種相談窓口を設置し、犯罪被害者等への相談業務、被害者支援に関する情報提供、住民の理解増進のための広報・啓発などの取組を行っています。

なお、市町村によっては実施していない事業や事業の内容が異なる場合がありますので、詳細は各市町村にお問い合わせください。

相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、犯罪被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた配偶者や子がいる場合に支給します。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、若しくは被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。又は死亡日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと（死亡日が65歳未満の場合に限る）。
- 2 死亡した方に維持されていた18歳に達した年度の年度末までの子、又は1、2級の障がいがある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障がいが残った場合などに一定額を支給します。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても支給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が以下の要件に該当していること。
 - ・ 初診日から1年6か月を経過した日又はその期間内に傷病が治った日に1、2級の障害の状態にあるとき。
 - ・ 保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。又は初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと（初診日が65歳未満の場合に限る）。
- 2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障がいの状態にあること。

特別障害者手当

(支援概要)

20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

※ 障がいの程度に該当する場合でも、次の方は手当は支給されません。

また、原爆介護手当を受給しておられる方へは、特別障害者手当を調整して支給します。

- ・ 社会福祉施設等に入所している方
- ・ 病院に継続して3ヶ月を超えて入院している方

身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障がい程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

手帳の交付対象となる障がいの範囲は、身体障害者福祉法別表によって定められており、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により1級から6級までの区分が設けられています。

(対象要件等)

身体障害者手帳の対象となる障がいについては、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害などがあります。

※ お住まいの市町村役場障がい福祉担当窓口へ申請してください。

療育手帳

(支援概要)

島根県療育手帳交付要綱に基づき、知的障がいのある児・者の方に対し交付され、A、Bの区分が設けられます。各種福祉サービスを受けるために必要となるものです。

精神障害者保健福祉手帳の申請もできます。

(対象となる障がい)

発達期に何らかの原因により知能遅滞がおこり、そのために日常生活に相当な不自由がある方

- ・ 知的機能障がい18歳までにあらわれている
- ・ 標準化された知能（発達）検査の知能指数がおおむね70以下
- ・ 適応行動（社会生活能力）に関する障がい認められる

※お住まいの市町村役場 障がい福祉担当窓口へ申請してください。

精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神障がいのために、長期にわたって生活への制約がある方が対象になります。

手帳を持つことにより各種の福祉サービスを利用することができ、障がいの程度により、1級から3級に等級が分かれています。

療育手帳の申請もできます。

(対象要件等)

- ・ 何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。
- ・ 対象となるものは統合失調症・うつ病、躁うつ病などの気分障がい・てんかん・ストレス関連障がい・アルコール関連障がい・発達障がい・認知症等の脳機能障がいなどがあります。
- ・ お住まいの市町村役場障がい福祉担当窓口で相談、申請してください。

補装具費支給制度

(支援概要)

身体障がい者の日常生活や社会生活の向上を図ることを目的として、その失われた身体機能を補完又は代替する用具（補装具）の給付が受けられます。

※お住まいの市町村役場の障がい福祉担当窓口へお問い合わせください。

自立支援医療費支給制度

(支援概要)

心身の障がいを取り除いたり、軽くするための医療で、日常生活を容易にするために必要な医療に適用されます。対象となる医療について、基本は1割負担（生活保護世帯は無料）となり、1か月あたり自己負担上限額が設定されます。

(対象となる医療)

- ・ 育成医療（18歳未満の児童）
- ・ 更生医療（身体障がい者手帳を所持している18歳以上の方）
- ・ 精神通院医療（精神疾患で病院や薬局を利用する方）

※お住いの市町村役場障がい福祉担当窓口へ申請してください。

子ども医療費助成

(支援概要)

児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

（対象となる年齢などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせ下さい。）

福祉医療費助成

(支援概要)

重度心身障がい者、ひとり親家庭の父・母及び児童が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

助成対象などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭の母・父子家庭の父やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・ 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦及びその扶養している子、父母のいない児童など
- ・ 貸付けには審査があります。

高等職業訓練促進給付金事業

(支援概要)

母子家庭の母・父子家庭の父が看護師等就職を容易にするために必要な資格を取得するため、半年以上養成機関で修業する場合に、毎月訓練促進給付金を支給するととも

に、養成機関修了後にへの入学時の負担を軽減するため修了支援給付金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- ・ 修業年限半年以上の養成機関で一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・ 過去に本給付金の支給を受けていないこと

自立支援教育訓練給付金

(支援概要)

経済的自立のためにあらかじめ指定した職業能力開発講座を受講した母子家庭の母・父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- ・ 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ・ 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・ 原則として過去に本給付金を受給していないこと

母子家庭等就業・自立支援事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供・無料職業紹介等一貫した就業支援サービス等を行っています。

(対象要件等)

母子家庭の母・父子家庭の父及びその児童、寡婦（配偶者からの暴力により親子で避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）

母子・父子自立支援プログラム・住宅支援資金貸付

(支援概要)

児童扶養手当を受給している方等の生活の自立を支援するため、専門の相談員がひとりひとりの状況に応じたプログラムを一緒になってつくり、ハローワーク等の関係機関と連携して就業に結びつくよう支援します。

なお、プログラムを策定した方は、最長1年間の家賃相当額を借用できる「住宅支援資金貸付」を利用できます。就業の達成等一定の要件を満たすと、返済が全額免除されます。

(対象要件等)

原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています

児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

（支給対象などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。）

児童扶養手当

(支援概要)

父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で一定程度の障がいの状態にある者）を監護する母又は父（父の場合は生計同一に限る）又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

次のいずれかの状態にある者を監護する母又は父（父の場合は生計同一に限る）又は養育する者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が重度の障がいの状態にある児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

（支給対象などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。）

障害児福祉手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

特別児童扶養手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体の障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

就学援助制度

(支援概要)

経済的な理由により小・中学校等への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、市町村教育委員会が就学援助を実施しています。

(対象要件等)

制度の内容・対象者は、市町村で異なります。詳細については、通学されている学校又はお住まいの市町村教育委員会にご相談ください。

私立幼稚園就園奨励費補助

(支援概要)

幼稚園に通うお子さんの保護者の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料を補助する事業を行っています。

※お住まいの地域の市役所や各幼稚園にお問合せ下さい。

一時預かり

(支援概要)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について主として昼間において、保育所等で一時的に預かります。

※ 利用料金は有料です。

(対象要件等)

- ・ 保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ・ 保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に保育が必要となる児童

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かります。

※ 利用料は有料の場合があります。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- ・ 子どもの保護者の疾病
- ・ 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- ・ 出産、看護、事故など家庭養育上の事由

- ・ 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合
(詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

※利用料は有料の場合があります。

(詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

(対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、市町村によっては民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料で法律相談を行っています。

(詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

犯罪被害者等の公営住宅の優先入居

(支援概要)

現在の経済情勢等に照らし、特に居住の安定確保が必要と思われる世帯に対して優先入居を実施しています。

(各市町村によって取り扱いが異なりますので、詳細については各市町村にお問い合わせください。)

住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出する際には、公的な相談機関等の証明が必要になります。

(対象要件等)

- ・ お住まいの居住地の住民基本台帳、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・ 配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命又は身体に

危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求のおそれがある方

3 警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族
- ・ ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
警察本部刑事部捜査第一課
警察本部交通部交通指導課
各警察署刑事課又は生活安全刑事課(刑事事件関係)
各警察署交通捜査担当課、高速道路交通警察隊(交通事故関係)

被害者支援要員制度

(支援概要)

被害者支援要員が、犯罪被害者等に犯罪発生後、早期に面接し、要望の確認及びそれに基づく措置、病院等への付添ひ、被害回復に必要な情報提供を行い、精神的負担の軽減と早期回復を図ります。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族
- ・ ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
各警察署刑事課又は生活安全刑事課(刑事事件関係)
各警察署交通捜査担当課、高速道路交通警察隊(交通事故関係)

被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族
- ・ ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 各警察署刑事課又は生活安全刑事課 (刑事事件関係)

各警察署交通課、高速道路交通警察隊 (交通事故関係)

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 各警察署総務課 (係)

各警察署刑事課又は生活安全刑事課

各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察相談センターを設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

(専門窓口) 警察総合相談電話 (24時間対応) 0852-31-9110

または #9110 (※ダイヤル式や一部のIP電話からはつながりません)

性犯罪110番 (24時間対応) 0120-110-267

ストーカー相談電話 (平日8:30~17:15 土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応)

0852-24-9110

悪質商法・環境犯罪110番 (月~金曜日8:30~17:15)

0852-27-4649

ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番

(平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員
が対応)

	0 1 2 0 - 7 8 6 - 7 1 9
覚醒剤相談電話 (24 時間対応)	0 8 5 2 - 2 7 - 4 6 9 7
暴力団相談電話 (24 時間対応)	0 8 5 2 - 2 1 - 9 3 0 2
暴力団離脱相談電話 (24 時間対応)	0 8 5 2 - 2 7 - 3 8 7 0

カウンセリング

(支援概要)

犯罪や事故により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを実施しています。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族
- ・ ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 各警察署被害者支援係

各警察署刑事課又は生活安全刑事課 (刑事事件関係)

各警察署交通捜査担当課、高速道路交通警察隊 (交通事故関係)

犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障がいを負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ・ 「遺族給付金」: 犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額に基づいて算定した額を支給
- ・ 「重傷病給付金」: 重大な障がいや疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・ 「障害給付金」: 障害等級1級～14級の障がいが残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・ 亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族 (遺族給付金)
- ・ 重傷病 (加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病 (PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病)) を負った犯罪被害者本人 (重傷病給付金)
- ・ 障害等級1級～14級の障がいが残った犯罪被害者本人

※ ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部また

は一部が支給されない場合があります。

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
各警察署総務課(係)

診断書等の公費支出

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書や死体検案書料の作成費用について、公費で支出しています。

(対象要件等)

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者やその遺族

(専門窓口) 各警察署総務課(係)、各警察署刑事課又は生活安全刑事課

再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

(専門窓口) 警察本部刑事部捜査第一課 0852-26-0110
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

女性警察官による捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担(初診料、診断書料、検査料、投薬料(緊急避妊経費)等)等を行っています。

(専門窓口) 警察本部刑事部捜査第一課 0852-26-0110
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導等を行っています。

(専門窓口) 警察本部生活安全部少年女性対策課 0852-26-0110
各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

児童虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年補導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(専門窓口) 警察本部生活安全部少年女性対策課 0852-26-0110
各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(専門窓口) 警察本部刑事部組織犯罪対策課 0852-26-0110
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織の紹介等を行っています。

(専門窓口) 警察本部交通部交通指導課 0852-26-0110
各警察署交通捜査担当課、高速道路交通警察隊

配偶者からの暴力事案（DV）に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(専門窓口) 警察本部生活安全部少年女性対策課 0852-26-0110
各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(専門窓口) 警察本部生活安全部少年女性対策課 0852-26-0110

各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担制度

(支援概要)

自宅が犯罪の現場となり、自宅への立入禁止、破壊等により居住が困難等で、自ら居住する場所が確保できない場合には、一時避難場所として利用するホテル等での宿泊に要する経費を公費で負担します。

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

司法解剖遺体の搬送等に関する給付金制度

(支援概要)

犯罪により司法解剖されたご遺体の搬送に関し、遺族の希望する場所まで搬送するための経費としてその距離に応じた給付金を給付します。

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
各警察署刑事課又は生活安全刑事課、交通捜査担当課

4 海上保安庁（第八管区海上保安本部）

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安本部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口) 第八管区海上保安本部 0773-76-4100
境海上保安部 0859-42-2532
浜田海上保安部 0855-27-0770
隠岐海上保安署 08512-2-4999
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

犯罪被害者等支援制

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口) 海上保安部又は海上保安署

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

(窓口) 海上保安部又は海上保安署

犯罪被害者等への情報提供

(支援概要)

捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況などを、捜査上支障のない範囲内で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

(窓口) 海上保安部又は海上保安署

犯罪被害者等の安全確保

(支援概要)

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

女性被害者への配慮

(支援概要)

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口)

海上保安部又は海上保安署

第八管区海上保安本部 0773-76-4100

〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901

5 日本司法支援センター島根地方事務所（法テラス島根）

(組織の紹介)

法テラスは、総合法律支援法に基づいて国が設立した公的な法人です。

法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務を行っています。

(法テラスの業務内容に関する問い合わせ窓口)

- ・ 法テラス島根（日本司法支援センター島根地方事務所）
050-3383-5500
〒690-0884 松江市南田町60
利用時間 平日9:00～17:00
- ・ 法テラス浜田法律事務所
050-3383-0026
〒697-0022 浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6階
利用時間 平日9:00～17:00
- ・ 法テラス西郷法律事務所
050-3383-5326
〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1階
利用時間 平日9:00～17:00
- ・ 法テラスHPもご参照下さい。(http://www.houterasu.or.jp/)

サポートダイヤル（コールセンター）・犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援や知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

(フリーダイヤル：電話番号) 0120-079714 (「なくことないよ」)

(利用時間) 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00

IP電話からは、03-6745-5601にお電話下さい。

※ 法テラス島根地方事務所(0503383-5500)においても情報提供して

います。

(平日9:00～17:00)

- ※ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル(0570-078374「おなやみなし」)も設け、情報提供しています。
(IP電話からは、03-6745-5600)

国選被害者参加弁護士の選定に関する業務

(支援概要)

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務を行います。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- ・ 資力(現金・預金等)に関する基準額(150万円未満)に該当すること(3か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。)

※ 手続きの詳細等については、お気軽にお問い合わせ下さい。

(窓口) 法テラス島根(050-3383-5500)

民事法律扶助業務

(支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、下記の対象要件等に該当した上で、①無料で法律相談を行い(原則予約制)、②弁護士費用などの立て替えを行います。

※ 費用は、原則として利用者の生活状況に応じて、毎月分割で償還(お支払)していただきます(無利息)。

※ 生活保護受給者の方がご利用の場合には、償還猶予等の制度がありますのでご相談下さい。

(対象要件等)

- ・ 収入等が一定額以下であること(経済的に余裕のない方を対象としています。)
- ・ 勝訴の見込みがないとはいえないこと(法律相談については、この条件は不要です。)
- ・ 民事法律扶助の趣旨に適すること

※ 要件の詳細等につきましてはお気軽にお問い合わせ下さい。

(窓口) 法テラス島根(050-3383-5500)

日弁連委託援助業務

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少

年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※ 要した費用については、負担をしていただく場合があります。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・ 収入等の要件に該当すること
- ・ 弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口) 法テラス島根 (050-3383-5500)

6 民間被害者支援団体（公益社団法人島根被害者サポートセンター）

(組織の紹介)

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

(窓口)

0120-566-491（「こころのすくい」）

〒690-0011 松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根2階

HP：<http://www7.plala.or.jp/shimane-vsc/>

電話相談・面接相談

(支援概要)

被害者支援について専門的な研修を積んだ相談員が、被害者から寄せられる相談への対応を行っています。また、必要に応じて、臨床心理士・公認心理師によるカウンセリング、弁護士による法律相談を行うほか、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行います。

(窓口)

0120-566-491（「こころのすくい」）

利用時間 毎週月曜～金曜 10:00～16:00（祝日・8/13～8/15・年末年始を除く）

直接的支援

(支援概要)

自宅訪問、警察署・病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じて行っています。

自助グループへの支援

(支援概要)

同じような被害に遭われた方同士の交流場所を提供しています。同じような苦しさ、

つらさを抱えた被害者同士が、語り合うことでお互いを支え合い、会合や講演会で命の大切さや体験を語っています。

(連絡先)

島根被害者サポートセンター (0120-556-491) 「こころのすくい」

7 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する奨学金の支給などの救援事業を行っています。

奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を支給しています。(返済の必要はありません)。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・ 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- ・ 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ・ 学校等に在学(小学校入学前3年間の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生)し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

(申出先) 警察本部犯罪被害給付事務担当課

支援金支給事業

(支援概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険による補填の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者)

犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先) 公益財団法人犯罪被害救援基金

(窓口)

公益財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内

TEL 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

HP : <http://kyuenkikin.or.jp/>

8 地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった場合などにおいて、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があったときには、優先的に傍聴席が確保されるようできる限りの配慮をします。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

刑事事件の被害者の方は、原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーする場合は別にコピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

意見陳述

P. 78 参照

証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、①心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁

の被害者支援要員、家族、教師に付き添ってもらうこと、②被害者等と被告人傍聴席との間についでを置くこと、③法廷とテレビ回線で結ばれた別室からビデオリンクを通じて証言することができます。また、これらの措置は、併用されることもあります。

(申出先) 検察官(刑事事件のみ)または事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護(被害者特定事項の秘匿)

→P. 79 参照

刑事裁判への参加(被害者参加制度)

→P. 78 参照

損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。被告人に対し、有罪の言渡しがあった場合、直ちに審理が開始され、原則として4回以内の期日で審理が行われます。決定が確定したときは、確定判決と同一の効力を有することになります。

※ 申立手数料として収入印紙2,000円と、別に郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の一般承継人(相続人など)

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談(和解)ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙2,000円が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

※ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策

9 家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する記録の閲覧、コピーすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円 (コピーする場合は別にコピー代) が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)

- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

- 1 被害者が亡くなった場合
 - ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- 2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

* ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

10 検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(専門窓口) 松江地方検察庁(被害者ホットライン) 0852-32-6701

利用時間 月～金曜日 8:30～17:15

被害者等通知制度

(支援概要)

希望により、刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

※検察官が相当でないと判断した場合を除きます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・ 目撃者その他の参考人等(一部の通知を除く。)

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

希望により、被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（下記「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出て、裁判所が相当と認めた場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。また、審理の状況その他の事情によっては、法廷での意見の陳述に代えて、意見を記載した書面を提出していただくことがあります。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、証人や被告人に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べるすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁、国選被害者参加弁護士による弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ

被害者に関する情報の保護（被害者特定事項の秘匿）

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名、住所等被害者特定事項を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（対象要件等）

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先） 事件を取り扱った検察庁

公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

（支援概要）

被害を受けた事件の損害賠償請求をするために必要があり、裁判所が相当と認めたときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーする場合は別にコピー代）が必要です。

（対象要件等）

- ・ 起訴された事件の被告人等により行われた同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先） 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

（窓口） 松江地方検察庁（被害者ホットライン）0852-32-6701

利用時間 月～金曜日 8：30～17：15

※HP

法務省：<https://www.moj.go.jp/>

検察庁：<http://www.kensatsu.go.jp/>

確定記録の閲覧

（支援概要）

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後 3 年間となっています。

※ 閲覧手数料として収入印紙 150 円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネーロンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告した検察官が所属する検察庁

11 弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)ごとに設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談(面接相談)を行います。また、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関(検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など)・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集など様々です。

※ 相談料は原則 30 分 5,000 円程度です(民事法律扶助制度・日弁連委託援助制度により無料相談ができる場合があります)。石見法律相談センターは同一案件 2 回まで無料です。詳細は下記ホームページをご覧ください。

(窓口) 島根県弁護士会 0852-21-3450 (松江・出雲・島前)

石見法律相談センター 0855-22-4514

※HP 島根県弁護士会: <https://www.shimaben.com/>

12 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設置され、その区域

の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記
手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・
検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

司法書士総合相談センター

（支援概要）

犯罪被害者にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、
告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加
害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を
通してこれらの請求を行います。

（専門相談窓口） 司法書士総合相談センター 0852-60-9211

※この電話は転送されて担当司法書士の事務所につながります。

受付時間 毎週月・木曜日 12:00～15:00

※但し、祝祭日は除く

13 矯正管区

（組織の紹介）

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、
少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう
監督を行っています。

広島矯正管区

所在地 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎4号館

電話番号 082-223-8161

FAX 082-502-0100

ホームページ：https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00004

※法務省HPより抜粋

14 刑事施設

（組織の紹介）

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、
主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定
していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者の外部交通に関する相談

（支援概要）

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関す

る相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

15 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

被害者やご遺族等の方々の申出がある場合、少年審判において保護処分を受けた加害者(少年)の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられます。

通知が受けられる事項は、

- ・ 入院年月日及び収容されている少年院の名称・所在地
- ・ 少年院における教育状況(おおむね6か月ごとに通知)

などです。

(対象要件等)

- ・ 被害者その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人
- ・ 目撃者その他の参考人等

(窓口) 各少年鑑別所

※法務省HPより抜粋

16 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

被害者やご遺族等の方々の申出がある場合、少年審判において保護処分を受けた加害者(少年)の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられます。

通知が受けられる事項は、

- ・ 入院年月日及び収容されている少年院の名称・所在地
- ・ 少年院における教育状況(おおむね6か月ごとに通知)

などです。

(対象要件等)

- ・ 被害者その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人
- ・ 目撃者その他の参考人等

(申出先) 少年鑑別所

※法務省HPより抜粋

17 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度

(支援概要)

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院等の審理において、意見等を述べることができます。

※希望がある場合は、申出の手続が必要です。

(対象要件等)

- ・ 仮釈放等審理の対象となっている加害者の犯罪等により被害を受けた方
- ・ 被害を受けた方の法定代理人
- ・ 被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障(病気やけがなど)がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

HP : https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_index.html

※法務省HPより抜粋

被害者等通知制度

(支援概要)

あらかじめ希望の申出があった方に対して、刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 加害者が刑事処分になった場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の親族又はこれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです)

- ・ 弁護士であるその代理人
- 2 加害者が保護処分になった場合
 - ・ 被害者

- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- ・ 弁護士であるその代理人

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁
2については、少年鑑別所

18 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が保護観察中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

あらかじめ希望の申出のあった方に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1 加害者が刑事処分になった場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです)

- ・ 弁護士であるその代理人
 - 2 加害者が保護処分になった場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
 - ・ 弁護士であるその代理人
- (申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁
2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

19 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。全国共通人権相談ダイヤルで、発信地域の最寄りの法務局・支局に自動的につながります。

また、窓口において、面接による相談も受け付けています。

(専門窓口) みんなの人権110番(0570-003-110)

松江地方法務局 0852-32-4260

出雲支局 0853-20-7732

浜田支局 0855-22-0959

益田支局 0856-22-0429

西郷支局 08512-2-0240

(受付時間) 8:30～17:15(祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜日)

特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 法務局・地方法務局又は支局

子どもの人権 110 番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで、いじめ、体罰、児童虐待など、子どもからの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0120-007-110 (無料)

(受付時間) 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜日)

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクハラ、ストーカー行為など、女性からの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-070-810

(受付時間) 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜日)

外国人のための人権相談所

(支援概要)

日本語による意思疎通が困難な外国人が安心して相談できるように、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語及びタイ語に対応した電話相談を行っています。

(専門窓口) 0570-090-911

(受付時間) 9:00～17:00 (祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜日)

(問い合わせ) ロシア語及びウクライナ語による相談は、法務局・地方法務局までお問い合わせください。

インターネット人権相談受付窓口

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設、24時間365日相談を受け付けています。

(専門窓口) 一般 <https://www.jinken.go.jp/>

子ども <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

20 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

相談受付

(支援概要)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

※HPより抜粋

21 島根県立心と体の相談センター

(組織の紹介)

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の三機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

相談業務

(支援概要)

心の健康相談をはじめ、ひきこもり、ギャンブル等依存症、薬物依存症、アルコール依存症、自死遺族に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

(専門窓口) 島根県立心と体の相談センター

0852-21-2885

(受付時間) 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く月曜～金曜日）

22 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務付けられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法

に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります）。

相談・援護

（支援概要）

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

（支援概要）

様々な事情で現に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自分で生活していく力をつけるための援助を行う制度です。

（対象要件等）

生活保護を受けるためには、お住まいの地域の福祉事務所に申請することが必要であり、申請に基づいて、福祉事務所は必要な調査を行い、保護が必要かどうかを決定します。

保護適用後には、世帯の実態に応じた訪問調査、指導、援助を行います。

（申請窓口）

県内市町村福祉事務所、民生委員

HP : https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/hogo_seido/hogo_aramashi.html

※島根県HPより抜粋

23 保健所

（組織の紹介）

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。医師、薬剤師、保健師、栄養士等の保健・医療の専門職が働いており、心身の状況について、総合的に対応したり、感染症予防や生活衛生に対応することができます。

相談業務

（支援概要）

身体的・精神的な健康に関する不安や不調に関して、問題を整理しながら、必要に応じて、適切な医療機関を紹介をします。

相談者が保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に応じることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅を訪問することもあります。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に相談に応じることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談にも応じることができます。

- (専門窓口) 松江保健所 0852-23-1316
雲南保健所 0854-42-9642
出雲保健所 0853-21-1653
県央保健所 0854-84-9823
浜田保健所 0855-29-5550
益田保健所 0856-31-9545
隠岐保健所(島後) 08512-2-9712
隠岐保健所(島前) 08514-7-8121
- (受付時間) 8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く月曜~金曜)
一般相談(随時)及び医師による相談(定期相談・予約制)

検査業務

(支援概要)

HIV抗体検査(無料・匿名)

(窓口)

各保健所ではHIV検査(無料・匿名)を受け付けています。

受付可能人数に限りがありますので、事前に電話で予約してからお出かけ下さい。

検査日時についてはホームページをご覧ください。

HP：https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/aids/hiv_kensa/hivkensa.html

24 市町村保健センター

(組織の紹介)

保健、医療、福祉について、身近で利用頻度の高い相談に対応しています。障害福祉サービスなどの申請受付や相談、保健師による訪問等の支援を行っています。

(専門窓口)

各市町村

HP：https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/consult_6.html

※HPより抜粋

25 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

福祉サービスの提供

(支援概要)

高齢者・障がい者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスをはじめとする福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援に係る費用の一部負担があります。

(専門窓口) 各市町村社会福祉協議会

福祉サービスに関する相談事業

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては、福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(専門窓口) 島根県社会福祉協議会

日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に地域において自立した生活が送られるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 支援に係る費用の一部負担があります。

(対象要件等)

加齢や認知症、知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方、かつ本事業の契約内容について判断し得る能力を有している方。

(専門窓口) 島根県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会

生活福祉資金

(支援概要)

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(専門窓口) 島根県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会

26 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村が設置している地域包括支援センターでは、次のようなサービスを行っています。

- ・ 高齢者の介護予防マネジメント

(要支援状態等になる恐れのある方、要支援1・2の方の介護予防マネジメント)

- ・ 高齢者の総合相談・相談支援
(高齢者の相談を総合的に受け付けて、必要なサービスにつなぐ支援)
- ・ 高齢者の権利擁護
(成年後見制度の利用促進や高齢者への虐待の防止)
- ・ 高齢者に対する包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築支援

(窓口)

お住まいの市町村の地域包括支援センター

HP : https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kourei_sien/csc/index.html

※HPより抜粋

27 医療機関（病院・診療所等）

医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける方の心身の状況に応じて、警察と連携しながら良質かつ適切な医療を提供します。また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

性犯罪被害者への対応

(支援概要)

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

28 一般社団法人島根県臨床心理士・公認心理師協会

(組織の紹介)

臨床心理士とは、1) 臨床心理検査、2) 臨床心理面接・心理療法、3) 臨床心理的地域援助、及び4) それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事する人びとのことをいいます。臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

※HP : <http://jsccp.jp/near/>

電話相談・カウンセリング

(支援概要)

民間の被害者支援団体や市町村の相談窓口と連携して、直接支援、面接相談を臨床心

理士が行っています。

(専門窓口) 事務局 0852-28-0221

29 島根県社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。

社会福祉士会は、社会福祉士からなる職能団体で、社会福祉・医療・保健・教育・司法、心理、行政等の関係機関と連携し、社会福祉サービスを必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

最近では、刑務所や地域生活定着支援センターなどの司法分野、スクールソーシャルワーカーとして教育分野でも、社会福祉士が活動をしています。

30 島根県精神保健福祉士会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士(MH SW)」は、精神保健医療福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持(メンタルヘルスケア)に資するため、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・ 医療機関(精神科病院、精神科クリニック等)
- ・ 生活支援施設(介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設)
- ・ 福祉行政の関連機関(地域保健所、都道府県・市役所、児童相談所等)
- ・ その他(社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設等)

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に、精神疾患や精神障がいをもつ方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

(窓口) 島根県精神保健福祉士会

0854-23-7111 (社会医療法人昌林会 コミュニティハウスにしき
気付)

※事務局員は常勤ではありません。所在地、電話番号は事務局担当者の勤務先とな
っています。

31 労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支
払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・
改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等において、労働者
やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申
請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(専門窓口) 松江 0852-31-1254
出雲 0853-21-1240
浜田 0855-22-1840
益田 0856-22-2351

32 ハローワーク (公共職業安定所)

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用
保険制度運営等を行っています。

就労支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細や
かな就職支援を行っています。

(専門窓口) 松江 0852-22-8609
出雲 0853-21-8609
雲南 0854-42-0751
浜田 0855-22-8609
益田 0856-22-8609
石見大田 0854-82-8609

安来 0854-22-2545
川本 0855-72-0385
隠岐の島 08512-2-0161

33 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

解雇、雇い止め、賃金の引き下げ等労働条件のほか、いじめ・嫌がらせ、募集・採用等労働問題についての労働者、事業主からのご相談を、専門の相談員が面接あるいは電話で受け付けています。また、相談者が希望する場合には、裁判所、地方公共団体等、他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口) 0852-20-7009

34 島根職業能力開発促進センター

(組織の紹介)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、設置、運営する施設で、求職者の方々を対象に企業での生産現場の実態に即したものづくりを中心に、標準6か月の職業訓練（ハロートレーニング）を実施しています。

職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

(対象要件等) 求職者

(専門窓口) 0852-31-2309

35 島根県立高等技術校

(組織の照会)

島根県が設置する職業能力開発施設で、東部高等技術校が出雲市に、西部高等技術校が益田市に設置されています。

職業訓練

(支援概要)

新たに中学校や高等学校を卒業される方や、離職・転職される方を対象に、就職のために必要な技術、専門知識や資格を取得するための職業訓練を実施します。

(対象要件等) 若年者、離転職者

(専門窓口) 東部校 0853-28-2733

西部校 0856-22-2450

36 女性相談センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター・性暴力被害者支援センターたんぼぼ）

(組織の紹介)

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として、47都道府県に設置されています。配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センター、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能を果たしています。

相談業務等

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた情報提供等の支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、男性からの相談にも応じており、相談支援のほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令制度の利用の支援、保護施設の利用についての情報提供等の支援を行います。

また、被害者や同伴家族の一時保護を行います。一時保護は、被害者本人の意思に基づき、適当な奇宿先が無く、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行います。

性暴力被害者に対しては被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、弁護士相談、カウンセリング、警察相談への同行等）を行います。

○女性相談・DV相談

(相談窓口) 女性相談センター 0852-25-8071

女性相談センター西部分室（愛称：あすてらす女性相談室）

0854-84-5661

出雲児童相談所（女性相談窓口）0853-21-8789

浜田児童相談所（女性相談窓口）0855-28-3434

益田児童相談所（女性相談窓口）0856-31-1886

中央児童相談所隠岐相談室（女性相談窓口）08512-2-9810

(相談時間) 8:30～17:00（土、日、祝日、休日、年末年始を除く月～金曜日）

※女性相談センターでは、土・日の電話相談も行っています。

（祝日、休日、年末年始を除く）

○性暴力被害相談

(相談窓口) 性暴力被害者支援センターたんぽぽ (女性相談センター内) # 8 8 9 1

(相談時間) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (月 ~ 金曜日)

上記時間外・土日・祝日・年末年始はコールセンターにて対応します。

(参考) 女性に対する暴力の根絶 (男女共同参画局)

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html

専門相談

弁護士による法律相談 (毎月原則第3金曜日) を行っています。

奇数月 ~ 女性相談センター

偶数月 ~ 女性相談センター西部分室 (愛称: あすてらす女性相談室)

事前に予約が必要です。

37 一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ

(組織の紹介)

性暴力被害者に対して、電話・メール相談、医療支援、弁護士相談、カウンセリングなどの総合的支援を提供し、警察、児童相談所、女性相談センターなど他機関との連携も行います。また、島根県内の中・高・大学生や一般向けに性暴力の予防啓発活動を実施しています。

電話・メール相談

(支援概要) 毎週火、木、土の 17:30~21:30 に電話相談 0852-28-0889 を行っています (年末年始を除く)。

メール相談は随時、HPから行うことができます。

<https://sahime.onnanokonotameno-er.com/>

38 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については、児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

児童虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。

必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(相談窓口) 中央児童相談所 0 8 5 2 - 2 1 - 3 1 6 8

出雲児童相談所 0 8 5 3 - 2 1 - 0 0 0 7

浜田児童相談所 0855-28-3560

益田児童相談所 0856-22-0083

中央児童相談所 隠岐相談室 08512-2-7706

(相談時間) 8:30～17:15 (土、日、祝日、休日、年末年始を除く月～金曜日)

39 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○ 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を要する子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所又は通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係、その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、または保護者の下から通所させ、社会生活に適応するための必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

(相談窓口) 各児童相談所

40 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進の

ために生活を支援します。

※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申し込み) 居住地の福祉事務所

41 ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村等が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料として、一時間600～800円程度が必要です。

(詳しくは、居住地の市町村の子育て担当課などにご相談ください。)

(対象要件等) 登録をした会員

(登録のための窓口) 居住地の市町村(子育て担当課)

42 教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラー(臨床心理士等)を派遣する事業を行っています。

相談業務

(支援概要)

いじめ・不登校などの学校教育に関する悩みや、子育て、しつけなどの家庭教育に関

する悩みについての相談に対応しています。

なお、医療との連携が必要と考えられるケースの教育相談や医療機関の情報提供（下記④）も行っています。

（専門窓口及び相談時間）

① 「いじめ相談テレフォン」 「24時間子供SOSダイヤル」（島根県教育委員会）

0120-779-110

0120-0-78310

※24時間いつでも、どこからでもつながります。

② 来所相談（島根県教育センター）

学校教育や家庭教育に関する様々な不安や悩み、心配なことについて相談をお受けします。（学習・生活・発達・対人関係など）

0852-22-5876

火曜日～金曜日 9:00～17:00

（受付は月曜日～金曜日9:00～17:00）

③ 来所相談（島根県教育センター浜田教育センター）

0855-23-6784

月曜日～金曜日 9:30～17:00 ただし、水曜日は午後のみ

（受付は月曜日～金曜日 9:00～17:00）

④ “こころ・発達”教育相談室（出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校内）

0800-200-1556

電話相談 原則として火曜日～金曜日 9:00～16:30

来所相談 原則として水曜日・金曜日 9:00～16:50

43 学校

（組織の紹介）

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

（支援概要）

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

44 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っています。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や幼保連携型認定こども園、高等専修学校及び保育園等の管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※ 共済掛金が必要です。

(対象要件等) 在籍する学校にお問い合わせください。

(窓口) HP : <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

45 交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けられた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方等、交通事故に関する問題について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関へのあっせんを行っています。

(専門窓口) ○本所 0852-22-5102

島根県松江市殿町8 島根県庁南庁舎別館1階

※月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

○浜田相談室 0855-29-5563

島根県浜田市片庭町254 浜田合同庁舎1階

※毎週水曜日 11:00～12:00 13:00～16:00

46 島根県交通安全活動推進センター（一般財団法人島根県交通安全協会）

（組織の紹介）

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

（支援概要）

交通事故の相談に応じ、適切な助言をしています。

（専門窓口） 0852-36-6338

松江市打出町250-1（財）島根県交通安全協会内

（相談時間） 9:00～16:00（土、日、祝日、年末年始を除く月曜～金曜）

47 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター（島根県支部）

（組織の紹介）

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談を無料で行っています。

面接相談

（支援概要）

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。

（対象要件等）

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の問題についてです。（刑事処分・行政処分の相談はできません。）

被害者側・加害者側、相談者の居住地は問いません。

（専門窓口） 0852-21-3450

（予約受付時間） 平日9時～正午、午後1時～5時

松江市母衣町55-4 商工会議所ビル7階 島根県弁護士会内

※開催日 原則毎月第1・第3火曜日 午後1時～3時半

48 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

（組織の紹介）

自動車事故に係る損害賠償問題の紛争解決を中立公正な立場から無料で行う公益財団法人です。

(支援概要)

自動車事故の被害者と加害者または加害者が契約する保険会社又は共済組合との示談をめぐる紛争を解決するため、申立人と相手方との間に立って法律相談、和解あっせん及び審査手続を無料で行っています。

法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

(対象要件等)

電話予約の際に案内します。

(専門窓口) 広島支部 広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル5階

電話番号082-249-5421

FAX082-245-7981

HP : <https://www.jcstad.or.jp/>

※HPより抜粋

49 一般社団法人日本損害保険協会（そんぽADRセンター）

(組織の紹介)

損害保険業の健全な発展及び信頼性の向上を図り、もって安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

そんぽADRセンター

(支援内容)

そんぽADRセンターは、中立・公正な立場で対応します。紛争解決委員には弁護士など、中立・公正な第三者を選任します。

相談や苦情・紛争解決手続にかかる費用は原則として無料です。

ただし、通信費、意見聴取に出席されるための交通費・宿泊費等、必要な書類の取得費用などはお客様のご負担となります

(ナビダイヤル) (全国共通) 0570-022808

受付日時月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く) 午前9時15分～午後5時

(そんぽADRセンター中国) 082-553-5201

HP : <https://www.sonpo.or.jp/>

※HPより抜粋

50 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

相談等事業

(支援概要)

自賠責保険・共済にかんするご相談を無料電話にて受け付けています。

電話番号 0120-159-700 (無料)

※固定電話及び携帯電話からご利用できます。

受付時間 平日午前9時～12時 午後1時～5時

※土日祝日及び年末年始(12月28日～1月4日)は休業となります。

紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。
※紛争処理に当たっての費用は原則として無料(電話通話料や郵送料等の通信費、医療関係書類の取付費用等の申請に要する費用は当事者の負担)です。

(対象要件等)

交通事故の当事者(死亡事故の場合はご遺族)又はその代理人

(窓口)

○申請前の各種お問合せ 0120-159-700

○申請後のご照会

・本部 電話 03-5296-5033

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4

龍名館本店ビル11階

・大阪支部 電話 06-6265-5295

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15

モレスコ本町ビル2階

※受付時間 平日午前9時～12時 午後1時～5時

※土日祝日及び年末年始(12月28日～1月4日)は休業となります。

HP : https://www.jibai-adr.or.jp/about_01.html

※HPより抜粋

51 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）

（組織の紹介）

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その他被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

介護料支給

（支援概要）

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排せつなど日常生活について常時または随時介護が必要な状態の方に支給します。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当する方

- ① 自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方
- ② 自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方
 - ・ ①と同程度の障害を受けたと認められる方
 - ・ 事故後18か月以上が経過したと認められる方
- ③ 平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

生活資金貸付

（支援概要）（対象要件等）

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・ 交通遺児等貸付
自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の子に対する貸付
- ・ 不履行判決等貸付
自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付
- ・ 保険金等立替貸付
自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害についての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付
- ・ 保障金立替貸付
ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払がなされるまでの間に対する貸付

相談業務

(支援概要) (対象要件等)

- ・ 介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
島根支所 0852-25-4880
- ・ 交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。
島根支所 0852-25-4880
- ・ 交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。
NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000-738
(土、日、祝日、年末年始を除く 10:00~12:00 13:00~17:00)

※通話料は負担していただきます。

(窓口) ○本部 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階

電話 03-5608-7560

FAX 03-5608-8610

ホームページ <https://www.nasva.go.jp/index.html>

○ 松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル3階

電話 0852-25-4880

FAX 0852-25-4887

平日及び第1, 3土曜日 8:30~17:15

(但し翌月曜日、土日祝、年末年始及び行事等による不在日を除く)

52 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のために資金を給付する制度を行っています。

育成基金の給付

(支援概要)

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※ 加入時の年齢により費用は異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

(対象要件等)

交通事故により死亡された方の遺族であって、満16歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

(窓口) 事務局
東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階
電話 0120-16-3611又は03-5212-4511
FAX 03-5212-4512
受付時間(事務対応時間) 平日10:00~17:00
※HP: <https://kotsuji.or.jp/>

※HPより抜粋

53 公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

保護者が道路上の交通事故が原因で亡くられたり、重度の後遺障がいになられたため、経済的に修学が困難になった子どもたちに奨学金を無利子で貸与(一部給付)しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与します。

(対象要件等)

保護者等が道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること

(専門窓口) 応募資料請求

0120-521-286

03-3556-0773 (奨学課・直通)

(窓口) 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3階

電話 03-3556-0771 (代表)

FAX 03-3556-0775

ホームページ <https://www.kotsuji.com/>

※HPより抜粋

54 暴力追放運動推進センター(公益財団法人島根県暴力追放県民センター)

(組織の紹介)

都道府県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被

害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。出張相談も行っていきます。

(専門窓口) 公益財団法人島根県暴力追放県民センター

電話 0852-21-8938

島根県松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル3F

(相談時間) 9:00~17:00(土、日、祝祭日、年末年始を除く月曜~金曜)

見舞金の支給・入院費用等の貸付

(支援概要)

暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給や入院費用等の貸付を行っています。

(専門窓口) 島根県暴力追放県民センター

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付等を行っています。

(対象要件等)

暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又はしようとしている方等

(専門窓口) 島根県暴力追放県民センター

55 消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理に当たっています。

相談業務(電話又は来所)

(支援概要)

悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(専門窓口) 島根県消費者センター(松江)

電話 0852-32-5916

日曜~金曜 8:30~17:00

(祝日・年末年始を除く)(日曜日は12:00~13:00を除く)

島根県消費者センター石見地区相談室(益田)

電話 0856-23-3657

月曜~金曜 8:30~12:00、13:00~17:00

(祝日・年末年始を除く)

56 いのちの電話

(組織の紹介)

「いのちの電話」は、自殺予防を主な目的とした悩みごと電話相談です。人生のさまざまな悩みや心の危機に直面しながら、身近に相談できる相手もなく、孤独や不安に苦しむ人々に、電話を通して良き聴き手となり、心の支えになろうとすることを目的としています。

相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、年中無休で相談に応じます。

(窓口) 島根いのちの電話

電話：0852-26-7575

相談時間：月曜～金曜9：00～22：00、土曜9：00～翌日曜22：00

(年中無休)

HP：<https://shimane-inochi.jp/>

※HPより抜粋

57 年金事務所（旧社会保険事務所）

(組織の紹介)

国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など）を担っています。

(窓口) 各年金事務所（旧社会保険事務所）

HP：<https://www.nenkin.go.jp/index.html>

※HPより抜粋

58 全国健康保険協会（協会けんぽ）

(組織の紹介)

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、退職後の任意継続の手続き、レセプトの点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施しています。

(窓口) 全国健康保険協会島根支部（協会けんぽ島根支部）

0852-59-5140（代）

松江市殿町383 山陰中央ビル2階

8：30～17：15（土、日、祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜）

全国健康保険協会HP：<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

59 税務署

(組織の紹介)

税務署は、納税者との窓口であり、第一線で国税事務を担う行政機関です。

(窓口) 各税務署

相談窓口一覧

◎総合的な相談窓口

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県犯罪被害者等支援総合窓口	0852-28-7830 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始除く)	松江市殿町8番地3 島根県市町村振興セン ター5階	犯罪被害者等の全般的な相談、及び具体的な 相談窓口の紹介等
島根県警察本部 犯罪被害者支援室	0852-26-0110 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始除く)	松江市殿町8番地1	犯罪の被害に遭われた方の相談、及び給付制 度等の相談
島根被害者サポートセンター	0120-556-491 平日10:00~16:00 (土日祝、年末年始除く)	松江市東津田町1741 番地3 いきいきプラザ 島根2階	犯罪被害者等の各種相談、情報提供、及び直 接支援等
島根県警察本部 警察総合相談電話	0852-31-9110 プッシュホンでは#9110 (年中無休、24時間対応)	松江市殿町8番地1	犯罪被害等に関する各種相談

◎法制度に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
日本司法支援センター (法テラス)	0120-079714 平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00		犯罪被害者等の法制度等の相談、専門窓口の 紹介、情報提供
法テラス島根	0503383-5500 平日9:00~17:00 (土日祝除く)	松江市南田町60番地	犯罪被害者等の法制度等の相談、専門窓口の 紹介、情報提供
法テラス浜田法律事務所	0503383-0026 平日9:00~17:00 (土日祝除く)	浜田市浅井町1580番地 第二龍河ビル6階	犯罪被害者等の法制度等の相談、専門窓口の 紹介、情報提供
法テラス西郷法律事務所	0503383-5326 平日9:00~17:00 (土日祝除く)	隠岐郡隠岐の島町港町 塩口24番地9 NTT隠 岐ビル1階	犯罪被害者等の法制度等の相談、専門窓口の 紹介、情報提供
島根県弁護士会法律相談センター(松 江・出雲・島前)	0852-21-3450 平日9:00~正午 13:00~17:00 (土日祝、年末年始除く)	(松江) 松江市母衣町55-4 島根県弁護士会内 (出雲) 出雲市渡橋町1066イオ ンモール出雲2階 (島前・西ノ島町) 隠岐郡西ノ島町大字別 府56 至誠館 (西ノ島・海士町) 隠岐郡海士町大字海士 1490 隠岐開発総合セ ンター2階和室 (西ノ島・知夫村) 隠岐郡知夫村1053-1 知夫里島開発総合セン ター 島民ホール	犯罪被害者等に関する法律相談
島根県弁護士会石見法律相談セン ター	0855-22-4514 平日9:00~正午 13:00~17:00 (土日祝、年末年始除く)	浜田市殿町22番地 浜田市役所北分庁舎1 階	犯罪被害者等に関する法律相談
松江地方検察庁 (被害者ホットライン)	0852-32-6701 (FAX兼用) 平日8:30~17:15	松江市母衣町50番地	犯罪被害者相談、被害者保護・支援
松江保護観察所 (被害者専用電話)	0852-21-2250 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市向島町134番地 10 松江地方合同庁舎 6階	更生保護における犯罪被害者等の相談

◎心身の悩みに関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県立心と体の相談センター	0852-21-2885 平日8:30~17:15 (土日祝除く)	松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2階	精神的な不安や悩みなど心の健康についての相談
各保健所	平日8:30~17:15 (土日祝除く)	別紙	子どもからお年寄りまでのあらゆる健康に関する相談
島根県感染症対策室	0852-22-5254 平日8:30~17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町2番地県庁第二分庁舎3階	エイズに関する相談・検査
県医療安全相談窓口	0852-22-5276 平日9:00~12:00 13:00~17:00 (土日祝除く)	松江市殿町1番地健康福祉部医療政策課	医療についての相談助言
島根いのちの電話	0852-26-7575 平日9:00~22:00 土日(土9:00~日22:00)		人生の様々な悩みについての相談

◎ 経済的救済

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県警察本部広報県民課 犯罪被害者支援室	0852-26-0110 平日8:30~17:15	松江市殿町8番地1	犯罪被害者等給付金に関する相談
公益財団法人 犯罪被害救援基金	03-5226-1020 平日9:30~18:00		犯罪被害遺児等に対する奨学金支給や生活指導相談

◎人権に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
松江地方法務局人権擁護課	0852-32-4260 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市東朝日町192番地3	人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介
松江地方法務局 各支局	平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	別紙	人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介
県人権啓発推進センター	0852-22-7701 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町1番地	人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介
県西部人権啓発推進センター	0855-29-5530 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	浜田市片庭町254番地	人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介

◎労働問題・就労に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
労働基準監督署	別紙	別紙	労働基準行政に関する相談、犯罪被害者等に関する相談
島根労働局 総合労働相談コーナー	0852-20-7009 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	労働条件、いじめ、嫌がらせ、労働問題に関する相談
島根県雇用政策課 労働相談専用ダイヤル	0852-22-6557 毎週月・水・金8:30~17:15	松江市殿町1番地	労働問題に関する相談
島根労働局雇用環境・均等室	0852-31-1161 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	女性労働に関する相談
ハローワーク	別紙	別紙	就職相談、職業紹介などの就職支援
ジョブカフェしまね (松江センター)	0120-67-4510 0852-28-0691 9:30~18:00 (日祝、年末年始を除く)	松江市朝日町478番地 18松江テルサ3階	若年者の就職相談、就職支援セミナー、職場体験、職業紹介などの就職支援

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
ジョブカフェしまね (浜田センター)	0120-45-4970 0855-25-1600 9:30~18:00 (土日祝、年末年始を除く)	浜田市相生町1391番地 8 いわみプラット内	若年者の就職相談、就職支援セミナー、職場体験、職業紹介などの就職支援
しまね東部若者サポートステーション (サボステ松江)	0852-33-7710 平日、第2・5土曜日 9:30~17:30 (木曜日 9:30~19:00)	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根1階	若年者の就労相談、自立支援プログラム、社会参加活動などの就職支援
しまね西部若者サポートステーション (サボステ浜田)	0855-22-6830 平日、第2・5土曜日 9:30~17:30 (木曜日 9:30~19:00)	浜田市野原町1826-1 いわみーる 1階	若年者の就労相談、自立支援プログラム、社会参加活動などの就職支援

◎子どもに関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
各児童相談所	平日8:30~17:15	別紙	児童虐待、養育など児童に関する相談
島根県警察本部 「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」	0120-786-719 平日8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始及び 時間外は当直員が対応)	松江市殿町8番地1	少年問題に関する相談
島根県教育センター 「いじめ110番」	0120-874-371 0120-779-110 平日9:00~19:00 土日祝10:00~17:00		いじめや不登校、子育てやしつけに関する相談
島根県教育センター	0852-22-5862 (いじめや不登校を中心に) 0852-22-6466 (発達や学習を中心に) 火曜日~金曜日 9:00~17:00 (受付は月曜日~金曜日 8:30~17:15)	松江市内中原町255-1	いじめや不登校、発達に関する相談
島根県教育センター 浜田教育センター	0855-23-6784 月曜日~金曜日9:00~17:00 ただし、水曜日は午後のみ (受付は月曜日~金曜日 8:30~17:15)	浜田市長沢町1550-1	いじめや不登校、発達に関する相談
島根県教育センター “こころ・発達”教育相談室	0800-200-1556 (電話相談) 原則として火曜日~金曜日 9:00~16:30 (来所相談) 原則として火曜日・木曜日 10:00~16:30	出雲市下古志町1571-4 (出雲市立神戸川小学校・ 湖南中学校若松分校内)	いじめや不登校、発達等の課題に対する医療と連携した相談
島根大学教育学部付属教育臨床総合研究 センター「こころの相談室」	0852-32-1100 平日10:00~16:00 (土日祝日、年末年始を除く)		不登校・いじめについての相談
「子どもと家庭電話相談室」	0120-258-641 9:00~21:30 (祝日、年末年始を除く)		子どもや子育ての相談
NPO法人「チャイルドラインしまね」	0120-99-7777 16:00~21:00		18歳までの子ども自身の悩み相談
NPO法人ほっと・すべすべ21 「子どもほっとライン もしもしにゃんこ」	0120-225-044 14:00~18:00		18歳までの子ども自身の悩み相談
松江地方務局 「子どもの人権110番」	0120-007-110 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)		いじめ・体罰など、子どもに対する人権侵害に関する相談

◎女性に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) (性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」)	0852-25-8071 平日 8:30~17:00 土日 8:30~12:00、13:00~17:00 (祝日、休日、年末年始を除く) 性暴力被害者支援センター たんぽぽ相談ダイヤル#8891 月~金8:30~17:15 上記時間外と祝日、休日、 年末年始はコールセンターで対応	松江市北田町48番地1	DVや女性に関する様々な相談 性暴力に関する相談
女性相談センター-西部分室 (配偶者暴力相談支援センター)	0854-84-5661 平日8:30~17:00 (土日祝、休日、年末年始を除く)	大田市大田町大田イ236番 地4 あすてらす4階	DVや女性に関する様々な相談 性暴力に関する相談
出雲児童相談所(女性相談窓口)	0853-21-8789 平日8:30~17:00 (土日祝、休日、年末年始を除く)	出雲市小山町70	DVや女性に関する様々な相談 性暴力に関する相談
浜田児童相談所(女性相談窓口)	0855-28-3434 平日8:30~17:00 (土日祝、休日、年末年始を除く)	浜田市上府町イ2591	DVや女性に関する様々な相談 性暴力に関する相談
益田児童相談所(女性相談窓口)	0856-31-1886 平日8:30~17:00 (土日祝、休日、年末年始を除く)	益田市高津4丁目7番47号	DVや女性に関する様々な相談 性暴力に関する相談
中央児童相談所隠岐相談室 (女性相談窓口)	08512-2-9810 平日8:30~17:00 (土日祝、休日、年末年始を除く)	隠岐郡隠岐の島町港町塩 口24	DVや女性に関する様々な相談 性暴力に関する相談
島根県警察本部 「性犯罪110番」	0120-110267 年中無休/24時間対応	松江市殿町8番地1	性犯罪に関する相談
一般社団法人しまね性暴力被害者支援セン ターさひめ	0852-28-0889 火・木・土 17:30~21:30 (年末年始を除く)		性暴力被害に関する相談 ※「男性、こども、性的マイノリティの方などの性暴力被害 者の相談」もお受けしています。
島根県警察本部 「ストーカー相談電話」	0852-24-9110 平日8:30~17:15(土日・祝日・年末 年始及び時間外は当直員が対応)	松江市殿町8番地1	ストーカー被害に関する相談
松江地方法務局 「女性の人権ホットライン」	0570-070-810 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)		女性をめぐる人権問題に関する相談

◎交通事故に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県交通事故相談所	0852-22-5102 平日9:00~12:00 13:00~16:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎別館1階	交通事故の賠償・示談の進め方・保険の請求の仕方な ど
島根県交通事故相談所 浜田相談室	0855-29-5563 水曜日9:00~12:00 11:00~16:00 (祝、年末年始を除く)	浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎1階	交通事故の賠償・示談の進め方・保険の請求の仕方な ど
独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA ナスバ)島根支所 事故被害者支援相談窓 口	0855-25-4880 平日及び第1、3土曜日 8:30~17:15 (但し翌月曜日、土日祝、 年末年始を除く)	松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル3階	交通遺児等に対する生活・育成資金の無利子貸付、 交通事故による重度後遺障害者を抱える家族に対する 介護料の支給相談
独立行政法人 自動車事故対策機構 「交通事故被害者ホットライン」	0570-000738 10:00~12:00 13:00~16:00 (土日祝、年末年始を除く)		交通事故の賠償・示談の進め方・保険の請求の仕方な どに応じた相談窓口の案内

◎悪質商法に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県消費者センター	0852-32-5916 平日及び日曜8:30~17:00 (土祝、年末年始除く)	松江市殿町8番地3 市町村振興センター5階	消費生活に関する相談
島根県消費者センター 石見地区相談室	0856-23-3657 平日8:30~12:00 13:00~17:00 (但し土日祝、年末年始を除く)	益田市昭和町13番地1 県益田合同庁舎1階	消費生活に関する相談
島根県警察本部 「悪質商法・環境犯罪110番」	0852-27-4649 平日8:30~17:15 (夜間・土日・祝日・年末 年始は当直員が対応)	松江市殿町8番地1	消費者金融や訪問販売を巡る相談

◎暴力団に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
財団法人島根県暴力追放県民センター	0852-21-8938 平日9:00~17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル3階	暴力団等による不当な要求、困りごとに関する相談
島根県警察本部 「暴力団相談電話」	0852-21-9302 年中無休/24時間対応	松江市殿町8番地1	暴力団等による不当な要求、困りごとに関する相談

◎住宅に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県 建築住宅課	0852-22-5485 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町8番地	県営住宅の入居に関する相談
島根県住宅供給公社	0852-22-3250 平日8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市古志原4丁目1番1 号	県営住宅の入居に関する相談

◎ひとり親家庭の相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会	0852-32-5920 平日8:30~17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ2階	ひとり親家庭の就業、養育費等の相談

県内関係機関・団体等連絡先一覧

◎地方公共団体

名称	担当課(室)名	所在地	電話番号	FAX番号
松江市	健康福祉部家庭相談課 家庭相談グループ	〒690-8540 松江市末次町86番地	0852-55-5484	0852-55-5079
浜田市	防災安全課 防災安全係	〒697-8501 浜田市殿町1番地	0855-25-9122	0855-23-1866
出雲市	防災安全課 交通防犯係	〒693-8530 出雲市今市町70番地	0853-21-6548	0853-21-6574
益田市	福祉総務課 地域福祉係	〒698-8650 益田市常盤町1番地1	0856-31-0664	0856-23-5454
大田市	総務部人権推進課 人権推進係	〒694-0064 大田市大田町大田口1111番地	0854-83-8038	0854-83-8206
安来市	総務課総務行政係	〒692-8686 安来市安来町878番地2	0854-23-3015	0854-23-3152
江津市	総務課 行政係	〒695-8501 江津市江津町1016番地4	0855-52-7927	0855-52-1380
雲南市	総務部総務課 総務グループ	〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1	0854-40-1021	0854-40-1029
奥出雲町	福祉事務所 生活支援グループ	〒699-1511 仁多郡奥出雲町三成358番地1	0854-54-2541	0854-54-0052
飯南町	総務課	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880番地	0854-76-2211	0854-76-2221
川本町	総務財政課	〒696-8501 邑智郡川本町大字川本271番地3	0855-72-0631	0855-72-0635
美郷町	総務課	〒699-4692 邑智郡美郷町柏淵168番地	0855-75-1211	0855-75-1218
邑南町	総務課	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000番地	0855-95-1111	0855-95-2351
津和野町	総務財政課	〒699-5292 鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	0856-74-0028	0856-74-0002
吉賀町	総務課	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750番地	0856-77-1111	0856-77-1891
海士町	総務課 総務防災係	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490番地	08514-2-0113	08514-2-0357
西ノ島町	総務課 総務管理係	〒684-0303 隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4	08514-6-0101	08514-6-0683
知夫村	総務課 庶務係	〒684-0100 隠岐郡知夫村1065番地	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	地域振興課 政策企画係	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	08512-2-8566	08512-2-6005

◎警察

署名等	担当課(係)	所在地	電話番号(代表)
島根県警察本部	警務部広報県民課 犯罪被害者支援室	〒690-8510 松江市殿町8-1	0852-26-0110
	生活安全部生活安全企画課	同(悪質商法等関係)	
	生活安全部少年女性対策課	同(少年事件関係)	
	刑事部捜査第一課	同(刑事事件関係)	
	刑事部組織犯罪対策課	同(暴力団事件関係)	
	交通部交通指導課	同(交通事故関係)	
松江警察署	総務課被害者支援係	〒690-8512 松江市袖師町5-10	0852-28-0110
安来警察署	総務課被害者支援係	〒692-0015 安来市今津町674-1	0854-22-0110
雲南警察署	総務課被害者支援係	〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋124-2	0854-45-9110
出雲警察署	総務課被害者対策係	〒693-0023 出雲市塩冶有原町2-19	0853-24-0110
大田警察署	総務課被害者支援係	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-82-0110
川本警察署	総務係被害者支援係	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本337-6	0855-72-0110
江津警察署	総務係被害者支援係	〒695-0011 江津市江津町1016-48	0855-52-0110
浜田警察署	総務課被害者支援係	〒697-0024 浜田市黒川町3748-10	0855-22-0110
益田警察署	総務課被害者支援係	〒698-0004 益田市東町7-5	0856-22-0110
津和野警察署	総務係被害者支援係	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村口84-2	0856-72-0110
隠岐の島警察署	総務係被害者支援係	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二20-15	08512-2-0110
浦郷警察署	総務係被害者対策	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷214-4	08514-6-0121
島根県警察 高速道路 交通警察隊	松江分駐隊	〒699-0203 松江市玉湯町布志名968-9	0852-62-3110
	浜田分駐隊	〒697-0007 浜田市高佐町3461-2	0855-22-1377

◎裁判所

名 称	所 在 地	電話番号(代表)
広島高等裁判所松江支部	松江市母衣町68	0852-23-3100
松江地方裁判所	松江市母衣町68	0852-23-1701
同 出雲支部	出雲市今市町797-2	0853-21-2114
同 浜田支部	浜田市殿町980	0855-22-0678
同 益田支部	益田市幸町6-60	0856-22-0365
同 西郷支部	隠岐郡隠岐の島町港町指向5-1	08512-2-0005
松江簡易裁判所	松江市母衣町68	0852-23-1701
雲南簡易裁判所	雲南市木次町木次980	0854-42-0275
出雲簡易裁判所	出雲市今市町797-2	0853-21-2114
浜田簡易裁判所	浜田市殿町980	0855-22-0678
益田簡易裁判所	益田市幸町6-60	0856-22-0365
川本簡易裁判所	邑智郡川本町川本340	0855-72-0045
西郷簡易裁判所	隠岐郡隠岐の島町港町指向5-1	08512-2-0005
松江家庭裁判所	松江市母衣町68	0852-23-1701
同 出雲支部	出雲市今市町797-2	0853-21-2114
同 浜田支部	浜田市殿町980番地	0855-22-0678
同 益田支部	益田市幸町6-60	0856-22-0365
同 西郷支部	隠岐郡隠岐の島町港町指向5-1	08512-2-0005
同 雲南出張所	雲南市木次町木次980	0854-42-0275
同 川本出張所	邑智郡川本町川本340	0855-72-0045

◎検察庁

松江地方検察庁	松江市母衣町50番地	0852-32-6700
松江区検察庁		
雲南区検察庁		
松江地方検察庁西郷支部		
西郷区検察庁	出雲市塩冶善行町13番地3	0853-21-0282
松江地方検察庁出雲支部		
出雲区検察庁		
松江地方検察庁浜田支部	浜田市市町116番地1	0855-22-0376
浜田区検察庁		
川本区検察庁		
松江地方検察庁益田支部	益田市幸町6番地57	0856-22-0428
益田区検察庁		

◎少年鑑別所

松江少年鑑別所	松江市内中原町195番地	0852-21-3154
---------	--------------	--------------

◎保護観察所

松江保護観察所	松江市向島町134番地10	0852-21-3767
---------	---------------	--------------

◎法務局

松江地方法務局人権擁護課	松江市東朝日町192番地3	0852-32-4260
同 出雲支局	出雲市塩冶善行町13番地3	0853-20-7732
同 浜田支局	浜田市田町116番地1	0855-22-0959
同 益田支局	益田市あけぼの東町4番地6	0856-22-0429
同 西郷支局	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地	08512-2-0240

◎児童相談所

中央児童相談所	松江市西川津町3090番地1	0852-21-3168
出雲児童相談所	出雲市小山町70番地	0853-21-0007
浜田児童相談所	浜田市上府町イ2591番地	0855-28-3560
益田児童相談所	益田市高津4丁目7番47号	0856-22-0083
中央児童相談所隠岐相談室	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地	08512-2-9706

◎福祉事務所

松江市福祉事務所	松江市末次町86番地	0852-55-5202
浜田市福祉事務所	浜田市殿町1番地	0855-22-2612
出雲市福祉事務所	出雲市今市町70番地	0853-21-2211
益田市福祉事務所	益田市常盤町1番地1	0856-31-1232
大田市福祉事務所	大田市大田町大田口1111	0854-82-1600
安来市福祉事務所	安来市広瀬町広瀬1930番地1	0854-23-3210
江津市福祉事務所	江津市江津町1016番地4	0855-52-7486
雲南市福祉事務所	雲南市木次町里方521番地1	0854-40-1041
奥出雲町福祉事務所	仁多郡奥出雲町三成358番地1	0854-54-2541
飯南町福祉事務所	飯石郡飯南町頓原2064番地	0854-72-1773
色南町福祉事務所	色智郡色南町矢上6000番地	0855-95-1236
川本町福祉事務所	色智郡川本町大字川本271番地3	0855-72-0633
美郷町福祉事務所	色智郡美郷町柏淵168番地	0855-75-1931
津和野町福祉事務所	鹿足郡津和野町後田口64番地6	0856-72-0650
吉賀町福祉事務所	鹿足郡吉賀町六日市750番地	0856-77-1165
西ノ島町福祉事務所	隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4	08514-6-0104
海士町福祉事務所	隠岐郡海士町大字海士1490番地	08514-2-1823
知夫村福祉事務所	隠岐郡知夫村1065番地	08514-8-2211
隠岐の島町福祉事務所	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	08512-2-8561

◎保健所

松江市・島根県共同設置松江保健所	松江市東津田町1741番地3いきいきプラザ島根 3階	0852-23-1313
雲南保健所	雲南市木次町里方531番地1	0854-42-9623
出雲保健所	出雲市塩冶町223番地1	0853-21-1190
県央保健所	大田市長久町長久ハ7番地1	0854-84-9800
浜田保健所	浜田市片庭町254番地	0855-29-5537
益田保健所	益田市昭和町13番地1	0856-31-9543
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町字塩口24番地	08512-2-9701

◎労働基準監督署

松江労働基準監督署	松江市向島町134番地10	0852-31-1165
出雲労働基準監督署	出雲市塩冶善行町13番地3	0853-21-1240
浜田労働基準監督署	浜田市田町116-9	0855-22-1840
益田労働基準監督署	益田市あけぼの東町4-6	0856-22-2351

◎ハローワーク

ハローワーク松江	松江市向島町134番地10	0852-22-8609
同 出雲	出雲市塩冶有原町1丁目59	0853-21-8609
同 雲南	雲南市木次町里方514番地2	0854-42-0751
同 浜田	浜田市殿町21番地6	0855-22-8609
同 益田	益田市あけぼの東町4番地6	0856-22-8609
同 石見大田	大田市大田町大田口1182番地1	0854-82-8609
同 安来	安来市安来町903番地1	0854-22-2545
同 川本	色智郡川本町川本301番地2	0855-72-0385
同 隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地	08512-2-0161

◎年金事務所(旧社会保険事務所)

松江年金事務所	松江市東朝日町107番地	0852-23-9540
出雲年金事務所	出雲市塩冶町1516番地2	0853-24-0045
浜田年金事務所	浜田市原井町908番地26	0855-22-0670

◎税務署

松江税務署	松江市向島町134番10	0852-21-7711
出雲税務署	出雲市塩冶善行町13番地3	0853-21-0440
大東税務署	雲南市大東町飯田86番7号	0854-43-2360
石見大田税務署	大田市大田町大田イ289番地2	0854-82-0980
浜田税務署	浜田市殿町1177番地	0855-22-0360
益田税務署	益田市元町12番11号	0856-22-0444
西郷税務署	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地	08512-2-0350

◎ファミリー・サポート・センター

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
まつえファミリー・サポート・センター	松江市乃白町32-2 松江市保健福祉総合センター1階	0852-32-0850	0852-32-0850
はまだファミリー・サポート・センター	浜田市野原町859-1 浜田市子育て世代包括支援センター「すくすく」内	0855-22-8912	0855-22-9810
いずもファミリーサポートセンター本部	出雲市塩冶町641-9 いずも子育て支援センター内	0853-30-1261	0853-30-1261
いずもファミリーサポートセンター 平田支部	出雲市平田町2112-1 ひらた子育て支援センター内	0853-63-4466	0853-63-4466
いずもファミリーサポートセンター 斐川支部	出雲市斐川町上庄原1760番地1 まめなが一番館内	0853-73-7375	0853-73-7376
ますだファミリー・サポート・センター	益田市常盤町11-1 益田市立子育て支援センター内	0856-23-0030	0856-22-2851
おおだファミリーサポートセンター	大田市大田町吉永1355-1 認定こども園あゆみ保育園内	0854-83-7550	0854-83-7550
やすぎファミリー・サポート・センター	安来市安来町583 安来市親子交流センター内	0854-23-7050	0854-23-7050
ごうつファミリーサポートセンター	江津市江津町1518-1 江津市子育てサポートセンター内	0855-52-4948	0855-52-4948
雲南市ファミリーサポートセンター 大東本部	雲南市大東町大東1663番地 大東保育園子育て支援室内	0854-43-6132	0854-43-3996
雲南市ファミリーサポートセンター 加茂支部	雲南市加茂町加茂中1001番地4 雲南市加茂子育て支援センター内	0854-49-8355	0854-49-6723
雲南市ファミリーサポートセンター 木次支部	雲南市木次町里方915番地1 雲南市木次子育て支援センター内	0854-42-2030	0854-42-1008
雲南市ファミリーサポートセンター 掛合支部	雲南市掛合町掛合2149-2 掛合保育所内	0854-62-9900	0854-62-1900
おくいずもファミリーサポートセンター	仁多郡奥出雲町三成690番地 仁多子育て支援センター(三成幼稚園内)	0854-54-0200	0854-54-0200
飯南町ファミリーサポートセンター 本部センター	飯石郡飯南町野萱774番地2 来島保育所内	0854-76-3284	0854-76-3284
飯南町ファミリーサポートセンター 頼原地域センター	飯石郡飯南町頼原1426番地 桜ヶ台保育所内	0854-72-0237	0854-72-0070

飯南町ファミリーサポートセンター 志々地域センター	飯石郡飯南町八神142番地 さつき保育所内	0854-73-0474	0854-73-0474
飯南町ファミリーサポートセンター 赤名地域センター	飯石郡飯南町上赤名70番地7 赤名保育所内	0854-76-2792	0854-76-2792
石見さくら会「さくらんぼクラブ」	邑智郡邑南町中野2310 東保育所内 石見子育て支援センター	(東保育所) 0855-95-0928 (直通) 080-2910-1972	0855-95-0928
つわのファミリー・サポート・センター	鹿足郡津和野町後田口64番地6 津和野町役場津和野庁舎健康福祉課 福祉係内	0856-72-0673	0856-75-0230
海士町子育て支援センター	隠岐郡海士町大字海士3980-31 けいしょう保育園内	08514-2-0540	08514-2-0808
知夫村ファミリー・サポート・センター	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町ファミリー・サポート・センター 【休止中】	隠岐郡隠岐の島町下西吉賀下166-2 隠岐共生学園第二保育所内 隠岐の島町 地域子育て支援センター	08512-2-0144	08512-2-0210